

議 事 日 程 (第 3 号)

平成28年9月8日(木曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君	12番	堀	満弥君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	佐藤啓之君	町民課長	中川三彦君

会計管理者	高橋晃弘君	教育長	高那須栄一君	農業委員会会長	高橋正樹君	代表監査委員	金野周悦君	教育委員会委員長	高橋栄子君	議員	高橋正喜君	議員	高橋藤正君	議員	高橋正喜君	議員	高橋正喜君	議員	高橋正喜君	議員
-------	-------	-----	--------	---------	-------	--------	-------	----------	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 高橋和則

☆

本 会 議

議長(堀 満弥君) おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

(午前10時)

議長(堀 満弥君) ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、渡邊宗谷教育委員会委員長が所用により欠席のため、高橋栄子委員長第2職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) 第514回定例会、1年経過しましたが、やっと1番目の順番で発言をする機会を与えていただきました。それでは、質問させていただきます。

このたび平成29年度から10力年を計画期間とします遊佐町総合発展計画(案)が策定されまして、本議会で審議予定であります。計画の序論には、遊佐町で誇れるもの、魅力あるものとの問いかけに、約8割の方が鳥海山と回答したとの記載があります。また、計画書の随所には鳥海山の字句が多く多用されており、鳥海山の存在は気候、風土や文化の中心にあると言っても過言ではないと思っております。

振興計画(案)の重点プロジェクトの一つにも、鳥海山の豊かな自然を守り、生かすプロジェクトと位置づけられており、特に湧水は飲料水や農業用水を供給し、生活や産業の基礎となっているほか、観光資源にもなっていると認識しております。8月末に行われました鳥海山シー・トゥ・サミットのイベントや大手航空会社の機内誌でも鳥海山についての記載がされており、全国的な人気にさらにつながっていくものと考えております。20年ごとに行われます鳥海山大物忌神社本殿の式年造営も平成29年に予定される、

本町のシンボルとも言える鳥海山に関することについて質問をさせていただきます。

かねてより進められてきました鳥海山・飛島ジオパーク構想については、日本ジオパーク委員会の認定発表が明日に迫っております。認定されることを切に願うところですが、その陰には環鳥海4市町で構成します鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会の活動があり、昨年の3月の協議会設立以来、合意形成やガイド養成等に尽力されていると認識しております。

最初に、鳥海山と観光について3点ほど述べさせていただきます。第1点目として、ジオパーク構想の認定の機会を捉えた日本版DMOの立ち上げの動きはないのでしょうか。あわせて日本版DMOへの取り組みについて町長の所見をお伺いします。

観光庁は、平成27年11月に日本版DMO候補法人登録制度を創設しました。日本版DMOとは、DがDESTINATION、これは目的地をあらわしております。MがMANAGEMENTで経営、OがORGANIZATION、組織の略でございます。地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域づくりを実現するための戦略を策定して、関係者と協同しながら観光づくりを実現する調整機能を備えた法人と定義されております。県内では、地域連携DMOとして山形市、上山市、天童市で構成する1団体、地域DMOとしては寒河江市を区域とします1団体が登録を予定されていると聞いております。

次に、近隣との協働のもと、観光事業を進めるには本町としての戦略を持っている必要があると考えます。酒田市では観光戦略の振興管理などを担当します市長を含めた観光戦略会議と、その素案作成などを担う推進協議会が設置されているようです。本町でも数年前に観光戦略を担う組織が設置されたことですが、第2点目として観光事業の戦略、構想について町長の意向が直接的に反映できる体制となっているのかお伺いさせていただきます。

3点目として、本町における外部への委託を含めたインバウンド観光の現状と今後の対応についてお伺いします。鳥海山には韓国から秋田空港の国際便を使用し、訪れる方も多いと聞いておりました。秋田への便は2001年から韓国の航空会社が運行しておりましたが、昨年の12月3日から運休状態となっており、さらに当初の予定から延長になり、この10月の29日まで延長すると秋田県へ伝えられたとのことでございます。ほぼ11カ月間運休状態になるようであります。本町は、インバウンド観光を育成することを目的に、遊佐町観光協会へ昨年同額の650万円を助成しており、その一部が関連するツアーの支援に助成されていると理解しております。

次に、鳥海の登山と安全対策について述べさせていただきます。鳥海山への登山者が年々増加しているとのことですが、豊かな高山植物などの自然のほか、山形県が平成26年度から山形が持つ魅力の磨き上げや、外部への発信などを柱に推進しております山岳資源の魅力向上推進プロジェクトや、本年行っております山形県の百名山の選定、それから海の日制定から20年が経過したことし、8月11日が山の日に制定されたことなどがその背景にあるのではないかと認識しております。反面、鳥海山における救助要請が7月末現在で昨年1年間の件数の倍を超える9件あり、その大半が50歳代以上の方との報道がありました。月山と鳥海山をかけ、登山をされている方もあり、疲労状態の中で鳥海山を登山することが、山岳救助要請の多発の一因ともなっているのだと言う方もいらっしゃいます。遊佐町のシンボルである鳥海山は、安全であるとの発信が必須と考えます。一つの例ですが、山形市のある会社と鶴岡高専が共同開発したスマートフォンを活用した入山管理システムの実証実験が、6月からこの10月下旬の予定で鳥海山で行われて

いるようです。

また、県では今後アジア圏からの来訪者に対応して英語、中国語、ハングル語による案内標識の整備を今後鳥海山において計画されているようです。鳥海山では町及び鳥海山大物忌神社が管理します山小屋が幾つかあります。その中で神社境内地内にあります河原宿小屋は昭和49年の3月の噴火以降、3年ほど続きました入山規制の後の昭和52年に建てかえられたと記憶しております。しかし、老朽化により小屋は現在閉じられており、トイレのみが使用可能な状態にあるとのことでございます。舗装された山岳道路の整備が進み、各山小屋までの所要時間は短くなっていますが、近くには本町が運営します滝ノ小屋があります。以前からの河原宿ですので、避難の機能性を有する小屋は必要かと考えます。同小屋は鳥海山大物忌神社の境内地にあるため課題はあると思いますが、本町が取り得る鳥海登山の安全対策の一つと位置づけ、河原宿小屋の改修について町長の所見をお伺いします。

それから、6月に青少年育成センター所長である教育長から、平成27年度青少年育成のしおりが配付されました。その内容を見ますと、酒田地区管内での少年補導は前年に比較して減少の状況にあります。報道では来年の通常国会に年齢20歳をもって青年とするという民法の改正の提案がされる動きがございます。このことについては平成21年の国の法制審議会でも、18歳引き下げが適当であるとの答申を示しております。ただ、しかし、少年法では20歳に満たない者と規定されている一方、県の青少年健全育成条例では、青少年は18歳未満であると規定されているなど整合がとれていない部分があると認識しております。今後において各法律や法令化の調整が図られると思いますが、18歳に引き下げられた場合、年齢計算に関する法律などから教育の現場、特に高校3年生では成人と未成年者の扱いで混乱も想定されるのではないかと思うところであります。

本町には町長を会長とします青少年育成協議会が設置されており、議会からも2人の議員が委員となっております。法律改正を前提にした質問をすることはふさわしくないとは考えますが、設置条例第2条には関係行政機関への意見具申もできるとの記載もございます。6月の選挙権年齢改正後初めての選挙を経験した方々への意識調査や、青少年育成協議会等での意見を集約し、今後の動きにつなげていただきたいと考え、質問をさせていただきます。

以上をもって壇上からの質問といたします。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) おはようございます。514回9月定例会、第1番目の質問者であります3番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

質問の要旨は、最初は観光という視点での鳥海山と、それらの安全等についての質問と思われれます。これまで我が町では鳥海国定公園観光開発協議会という広域の組織をもって、環鳥海の市町村が一体となって観光事業に関する事業の展開を行ってきた、広報等を行ってきたということは事実でありました。平成の合併以降は環鳥海がまさに由利本荘市、にかほ市、酒田市、遊佐町、この4つの3市1町と秋田県の由利振興局、そして庄内総合支庁を交えながら大物忌神社と、そしてそれぞれの観光協会が力を合わせて鳥海山の発信をしてきたということは紛れもない事実であります。

菅原議員から日本版DMOへの取り組みについての質問がありました。地域のさまざまな素材、資源を観光というツールで結びつけ、さまざまな関係者の意見を調整し、戦略的に地域の活性化へつなげていく

という組織であると考えますが、法人格を有することというのが条件となっているようであります。本町においては現在のところNPO法人遊佐鳥海観光協会を中心に着地型旅行商品の造成、販売やランドオペレーター業務を行っておりますし、必要に応じて町内の各種団体とも連携をとりながら、観光事業を推進している状況にありますので、現在のところでは新たな組織として地域のDMOを立ち上げることまでは考えておらないという状況であります。今後観光地の課題や対応への国の補助金等の交付の受け皿としての必要性を図りながらの検討になるのかなと考えております。

次に、町長の意向が観光事業の戦略に反映される体制となっているかという質問についてであります。本町では平成21年に遊佐町観光戦略会議設置要綱を策定し、副町長が会長となる遊佐町観光戦略会議で、町内の観光関係者が町の観光にかかわる戦略的な検討や意見交換を行い、協議結果を提言として私である町長に報告し、町の観光施策に反映する体制をとってきております。平成25年度にはこの遊佐町観光戦略会議で、遊佐町戦略的観光施設整備計画を策定し、今後15年の施設の整備、再編方針を策定いたしました。現在はこの遊佐町観光戦略会議の業務調整会議を、NPO法人遊佐鳥海観光協会、遊佐町総合交流促進施設株式会社、遊佐町ブランド推進協議会、遊佐町企画課観光物産係でおおむね月1回開催をし、誘客のための営業戦略や各行事の推進計画などを協議しているところであります。

3点目であります本町のインバウンド観光としての今後の対応であります。インバウンド観光育成補助金として海外からの観光誘客のほか、日本各地からの鳥海山、遊佐町への着地型観光を推進するため、NPO法人遊佐観光協会へ650万円を交付し、観光誘客促進のために営業活動を行っていただいております。また、本町には例年韓国からの鳥海山トレッキングツアー客が訪れておりますが、昨年からの秋田-ソウル便の運休や、貸し切りバスの価格高騰などの影響が懸念されておりました。本年は2次交通対策事業委託料として700万円を計上しておりますが、この中でインバウンド旅行支援として、海外からのツアーで最寄りの空港から町内の宿泊地までの往復移動にかかるバス移動支援として、上限16万円を助成しております。これにより仙台-ソウル便を利用した韓国のツアー客が本年も仙台空港から本町の遊楽里に宿泊し、鳥海山トレッキングを行っております。そのほか現地ガイド費用の助成や、繁忙期以外で10人以上のツアーで町内の宿泊施設に泊まる場合、旅行代理店へ1人当たり1,500円を還元するキャッシュバックプランなどを設けて、インバウンドの促進に努めております。

次に、河原宿小屋と鳥海山の安全対策であります。疲労が救助要請多発の一因となった、ご指摘のとおり登山者の高齢化や体力に自信があるのでしょうかけれども、実はなかったという体力不足、そして地図や雨具、水、食料などの装備の不備などが救助、遭難事案の大きな要因になっております。山岳事故防止啓発ののぼり旗を登山口に設置してきましたが、今後も山岳関係団体や観光関係者が協力して、安全啓発や登山道の管理、現地情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、湯ノ台登山口からの河原宿は高山植物の美しい景勝地で、町で設置した公衆トイレもあり、多くの方が休憩等で足を休めている場所でもあります。鳥海山大物忌神社で設置している河原宿小屋が閉鎖され、老朽化も著しい状況であると伺っております。あの場所に避難小屋が欲しいといった声も出ているようであります。土地を所有している大物忌神社を初め、国定公園を管理している山形県や山岳関係団体と協議を行いながら、今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

最後に、鳥海山を核とした本町の観光及び多発する山岳事故への対応について申し上げます。本年度に

入ってからの鳥海山での山岳遭難、救助事案につきましては16件で、うち死亡1名でありましたが、つい先日行方不明の方の死亡が確認されまして2名となっております。山岳遭難や事故の防止については本年度も町ホームページへ注意文を掲載するとともに、7月には酒田警察、にかほ警察と協力し、鉾立と湯ノ台の登山口で山岳事故に注意する注意に関するチラシ配布を行うなどして、登山者の皆さんへ注意を呼びかけているところであります。また、入山に関しては民間の携帯のエリアメール等の入山届もできるようになっているようであります。今後とも観光振興とあわせて、鳥海山へ遠方からおいでいただく方々へ山岳事故防止の注意喚起を行っていくとともに、もし遭難等の事案が発生した場合には警察、消防、山岳遭難救助隊が協力して救出に当たれるよう、連携を図っていきたいと考えております。今年度は特に福島県からの行方不明者に対して、何日も警察も、そして消防も山岳遭難救助隊も出動していただきました。本当にありがたいと考えております。

次の質問であります。18歳の選挙権引き下げ等に関する質問だと思っております。戦後71年を経過したことしの第24回参議院選挙において、これまでの20歳から18歳までの選挙権の低年齢化、引き下げが行われたということは、ことしは画期的な年ではなかったかと思っております。本町の青少年育成につきましては、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、遊佐町青少年育成協議会を設置して、関係機関が連携して本町の青少年の健全な育成に努めてきたところであります。これらの取り組みの対象は、基本的には18歳、高校3年生までと考えているところであり、社会情勢の変化に対応した青少年の指導、育成法に関する総合的な施策を調査、審議いただいているところであります。

このたびの選挙権年齢の引き下げに当たって、青少年を対象とするこれまで本町で進めてきた施策の見直しについては、特段の変更は予定していないというところであります。今後青少年育成協議会の審議においてご意見等をいただいた場合は、適切に対処していきたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) どうも答弁ありがとうございました。第1点目の日本版DMOについて町長から答弁があったとおり、当然法人格を有しなければならないということは承知をしております。それで通告後の動きとしましては、8月の31日の日本経済新聞の東北版のほうに、東北推進連合というのをつくるといふ動きがあるようです。その流れと言ってはなんですが、10月の19日の日に酒田のほうでそれに関連しますイベントが東北公益大学のある方を中心に動きがあるやに聞いております。

それでは質問をさせていただきますが、実は9月の3日の、これまた新聞で申しわけないのですが、県内のある町という表現をさせていただきますが、日本版DMOの組織を目指して動きがあるとの記事がございました。実は26年度に法律改正がありました。まち・ひと・しごと創生法に関する、去年はいろいろ遊佐町も計画もあったわけですが、その随所に出てくる言葉が必ずと言っていいほど観光という文字が随所に出てくる内容でございます。はっきり言えば観光といっても、ただ見に行ったとしても、受けるほうとしては交通業者、交通関係の方、それから商工関係の方、それから6次産業と言われますが、農林漁業関係者、それから飲食業、それから遊楽里のような宿泊施設が関連するわけです。そういうことで、そういう方々のいろいろな連携に立って観光はでき上がっていると思っておりますが、逆に言えば地域の理解を得ることもひとつ大切なことかなと、はっきり言えば受け入れるほうのことでございます。

それで自分もよく旅をしますが、はっきり言えば生活している場所を離れているところに行って、触れ合いとか学びとか遊びを自分の体で体感しながら、よく非日常と言われますが、そういう体験をするのが旅ということで考えております。

それでちょっと申し上げれば、地域、それからサービスを提供する立場の人はよその人から見られる立場にあると思っております。逆に言えば旅をして訪れる人はそこを見に行く、見る目的で行くわけですので、そんな状況にあると思しますので、双方のコミュニケーションがあつてしかるべきかなと、そのように思っております。今回、ジオパーク構想でいろいろジオガイドさんの方の養成等があつたようですが、そういう訪れた方がそういう方々の話を聞いて充足感とか満足感を感じていただければ、それは成功であつたのかと思ひます。

それで、ここから先は自分の一つの提案というかお話なのですが、遊佐町でもいろいろ観光に関する動きがございます。実は私はご存じのとおり高瀬の直世に在住してまして、そこに丸池様に向かう町道がございます。そこで農作業をしておりますと、目に見えて最近多く目にするようになったのは観光バスでございます。最近とみに多くなりました。先日猛暑の中草刈りしておりましたら、茨城ナンバーの茨城交通のバスも通つたようでした。これはやはりいろいろな方からPRいただいている結果だと思うのですが、ただ遊佐観光ということでいろいろパソコンを見ますと、意外と情報的でないような感じがするものですから、ちょっとこれ提案ですが、できれば遊佐を一つの物語にするようなPRといひますが、そういうものができるものかと考えます。例えば先ほど評判になっております丸池様を見れば、きのうもある議員から質問ありましたが、「小山崎遺跡ってどこでしょう」と問われたときに、私たちはすぐ陰から出たということではわかるのですが、そういうことがひとつあると思ひますし、同じ直世には佐藤政養さんの生家、それから大学の名前を申し上げれば、順天堂大学の基礎をつくつた方の子孫の方もいらつしやいますし、産業面では今盛んに工事やっております鮭の増殖ふ化事業をやっている施設もござひます。そういうものを民間、公営問わず、先日大使の早瀬あやさんのプライベートビデオをごらんになりましたが、ああいうふうにユーチューブにアップするだけでかなりほかの方にPRになるのではないかなと。そういうことでひとつ話しさせていただきました。これはあくまでも提案でございますので、ちょっと頭の隅に入れてもらえればなと。

それで先ほどDMOの関係の話は回答いただきましたが、やはり最後はいろいろなものをつなげるのは行政の目的かなと、そのように考えますので、今後一層対応をお願いしたいと思ひます。

議会といたしましても、前回の513回議会で6番議員が近隣自治体との広域連携について質問されたと記憶しております。はっきり言えば議員間におかれましては、にかほ市と遊佐町の議員の協議会、組織になっておりまして、その中には広域観光部会というものもありまして、当議会からも4人の議員が参加されております。そういうことを踏まえまして、いろいろと連携を図っていただければなと、そのように思っております。

時間がないものですから、進めていきます。

続きまして、次に観光戦略の部分について申し上げます。平成の18年に観光立国推進法ができて、平成20年に観光庁ができました。その後、平成26年には県の条例としておもてなし山形県観光条例が設置されまして、27年から5カ年の計画で計画されております。それを受けて隣の酒田市でも10年間を単位と

します観光戦略等を練っておられるようですが、ここで質問ですが、実はきょうのメインの質問に考えておりましたら、先日の9月3日の日に高島町でありました記事が載っております、ちょっと先を越されたという感があるのですが、ここで町長に質問なのですが、そういう国の進め方、それから県のおもてなし山形県観光条例との設置も含めまして、本町で観光振興に関する条例の制定といいますか、そういうものをお考えがあるかどうかを質問させていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 非常に大きな視点での質問でありますので、多少答弁漏れるかもしれませんが。これまで町として、先ほど鳥海国定公園開発協議会という広域の組織があると伝えましたが、その当時その組織で何をしていたかということ振り返れば、仙台圏のタウン誌に30万円で年1回広告を出すだけの組織でありました。それを私が就任してからその会費が30万円から60万円アップしたのですけれども、何とか鳥海山を発信しようということで、モンベルのフレンドリーエリア鳥海山という形で、いわゆる全国に、そしてモンベルの有料会員に無償で情報が届く、そのような組織にまずとりあえず申し込もうという形で会費の増を、由利本荘市、にかほ市、酒田市さんをお願いして、これがひとつ実現しましたら、そして直に鳥海山シー・トゥ・サミットというイベント、いわゆる海から山まで全部遊佐町のイベントが、ことして6回目の開催になったわけです。このような形で一つのきっかけとしてのフレンドリーエリア登録から、やっぱり鳥海山を全国にどのように発信しようかという形を常に考えてきたということが事実であります。その中からやっぱり地元の人が地域を勉強し合って、そしてもっと知って、そしてやっぱり好きになってという形の鳥海山と飛島のジオパーク構想という形で、これら日本ジオパークに登録したらそれはそれはまたまた鳥海山という文字が踊ることによって、どうやったら都会の皆さんが訪れてくれるきっかけをつくってもらえるかということが、鳥海山・飛島ジオパーク構想のスタートだったと思っています。このスタートは、山形県destinationキャンペーンの前の年から準備をして、そしてにかほ市の横山市長と私とで、酒田市さんと由利本荘市さん誘って一緒にスタートしてきたということは事実であります。

ただ、やっぱりジオサイトという形で具体的に釜磯の湧水冷たかったよねとか、丸池様というのが「翼の王国」の8月号にあんなに大きく取り上げられたということで、本当に観光客、箕輪の周辺の人たちがこっちはどうも観光客がいなくなるのですよと、普通ウイークデーでもいなくなるのですよと、本当に夏の間はそんな非常な多くの皆さんから、これまでこんなに来たことないのではないですか。これは実は秋篠宮の悠仁殿下ですか、あそこでお魚を捕まえたということも非常なやっぱりニュースの発信でありましょうし、それらがやっぱり牛渡川等の発信につながっていったと思っています。

そしてもう一つは、これをこのままに終わらせてはいけないというのは、それは誰もが考えるところです。やっぱりエコトラックの拠点、エコツーリズムの拠点とすれば、今町が予定している高速道路のインターチェンジを活用したスーパー道の駅、パーキングエリアタウン計画の中にエコトラックと、そして地元には丸池も近い、そして鮭のふ化場も近いし、小山崎の遺跡も近い、それらをパーキングエリアタウンの構想にやっぱり結びつけて遊佐を発信していくということが基本的になれば、それらは大変なことになると思います。ただ一回こっきりのイベントの発表ではないかと思っています。これをやっぱり今法人格を持っているのはNPOの遊佐鳥海観光協会さんですから、それらが町としてその組織に参加するので

はなくて、民間の法人としてそれらに参加していただくほうが、私は町民全てが参加できるという形が取り組めるのではないかと考えております。

条例については、それらの組織と話し合いの中、観光戦略の中で考えたときに、必要だよねということであれば、その時点からスタートしても何ら遅くはないのではないかと考えています。やっぱり今身近に迫っているジオパークの認定もありますけれども、国からはパーキングエリアタウンの設計図を早く国の予算でそこつくるから詰めを持ってこいと言われる状況であります。国は高速道路は確かに完成は、予算について多少遅くなるのでありましようけれども、計画設計図自体は粛々と進むという現状を見れば、早くからそれらを整えて、その場所にやっぱり拠点を目指してみんなでつくっていくということが必要でないかと思っています。

特に齋藤議員から小山崎の活用についてきのう補正予算の話にありました。町としてはかつて縄文の丘構想というのが国指定になったらつくりますよねという、縄文の丘構想というのがまだ持っていたはずで、構想として。それら等の整合性も結びながら、やっぱり民間との力を協力の上、つくっていくべきであろうと考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 条例につきましては、今後の推移を見るということの答弁のようでございます。当然NPO法人遊佐鳥海観光協会ですか、ありますが、よく町長はきっかけづくりが行政の役目だということもおっしゃるときがありますので、今後そういう声を聞きながら対応を図っていただければなと思います。

実はなぜ条例を申し上げたかといいますと、今後何カ月間の中にけんけんがくがく、いろいろ想定される事項があります。ただ、ある県内の町村の条例の内容を若干見ますと、やっぱり田園風景や史跡などの観光資源の保存といいますか、そういうことを図るというのも一文にあるようですので、やはり鳥海山の雄大さを見ていたときに、やはり景観といいますか、景観というのもひとつ大切なものかなと。そこにはやっぱりいろいろけんけんがくがくのことがあったわけですが、それらをやっぱりどうしても別の法律が優先するという状況もあるようですので、できれば景観をいろいろ保存する法律も、実は私当時いろいろ勉強したのですが、ないようでしたので、そういうこともあって今回質問させていただきました。

それで続けますが、一応この行政報告書を拝見しますと、観光客の入り込み数、当然記載されております。山岳観光には遊佐町人口の10倍以上の18万人ぐらいが年間来るということはちょっとびっくりするぐらいいて、ことしだけかなと思ったら去年も大体同じぐらい来ているというふうなことでございました。そんな中でちょっとこれは皮肉っぽくというわけではないのですが、この間ある大学教授の講演を聞いていましたら、KKDというのが観光にはあると。どういうことかと思ったら、勘、経験、最後は度胸だそうです。それでどういうことを言っているのかと思ったら、観光の入り込み客数、これほど当てにならないものはないのだという、その大学の教授さんの講演でございましたが、そういうことはないと思いますが、やっぱり通過していただくだけではなくて、ここに若干滞在してもらおうということが大切だと思いますので、その辺今後の動きにいろいろ期待をしたいと思っております。

それでは、次に進んでいきますが、インバウンド事業に関しては、先ほどいろいろ町長の答弁があった

中である程度理解をしましたので、省略をしながら質問をさせていただきます。基本的には秋田便は休止の中で、実は調べた中で新潟空港と仙台空港に飛んでいるということがわかっております。ただ、ちょっと調査不足で仙台空港からのバス移動支援については、そういうことをやっているということ自体、ちょっとこの場で勉強不足でしたので、それは理解をさせていただきました。

それでインバウンドという言葉ですが、先ほど申し上げましたとおり、よく多用されるような字句になってきました。イベントとしては先ほど申し上げましたとおり、10月の中旬にインバウンドサミット・イン・庄内というのが酒田であるようですし、航空関係としてはこの9月の14日、中旬から19日ごろにかけて庄内空港とソウル仁川ですが、チャーター便が飛ぶと。それから、来年の3月は東方水上シルクロード促進協議会関係での、それまた上海便が飛ぶというような情報もあるようです。やはり航空機というのは非常に時間の短縮ができますので、一つのポイントと考えますが、一応先日の新聞を見ますと、来年の8月2日にはイタリア船籍のクルーズ船が入ってくるということですが、よくよく調べてみますと、朝の10時から夕方7時までしかいないということで、それほとんど内陸のほうに観光に行かれるというようなことのございます。やはり高速交通というと語弊ありますが、やはり航空的なそういう機材を利用した観光というのは一つのポイントだと思いますので、ちょっと新潟便はどうだかわかりませんが、今後そういう変化に対応していただければなと、そのように思います。質問準備していたのですが、先ほど答弁ありましたので、ちょっと省略をして進みます。

次に、鳥海登山安全対策について質問をさせていただきます。趣旨はやはり先ほど9月の1日ですが、福島のお医者さんの方が見つかったということですが、山小屋から5分程度のところで見つかったというふうに私の知人から聞いたところのございます。はっきり言えば当然登山は自己責任であるべきということとは理解をしておりますが、やはり先ほど質問でも述べましたし、答弁にもありました、月山は8合目まで車で行く。それでその勢いで来て、鳥海山は5合目でおいてそこから登るということで、やはり観光的な限られた時間で来るものですから、どうしても無理かかっていくと、下がってくるときに七五三掛の上の方の整備されていないようなところでやっぱり事故があるのではないかというのが実際のございます。

それでちょっと質問ですが、当町の予算には民生費のところに山岳救助に関する予算が計上されているわけですが、どうしてもいろいろ見ますと、鳥海山は遊佐町のものだと言っても、安全対策についてはほとんど県が中心になっているのかなという、どうしても認識を抱いてしまうものですから、町が取り得る安全対策がどの程度のものなのかということと、県の略図で申しわけない。県遭対負担金というのが計上されているようですが、それらとの関係も含めて担当課長のほうから説明いただければなと思います。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) それではお答えします。

まず、うちの課のほうとしては観光面としての県と町とのすみ分けといいますか、そういった対策について少し説明をさせていただきたいと思います。1つは、指導標の整備という点でありますけれども、これは安全対策の一つとしてルートを誤らないようにということで登山道に指導標の整備をしているわけのございますけれども、これは新たな指導標の整備だとか更新などについては基本的には県に要望してお願いをしております。町が行っている部分につきましては、風化して字が見えなくなってしまった導標、ま

たは標示プレート、それについて軽微な補修については町が対応しているという状況でございます。

あともう一点、登山道の整備につきましては、これも当然登山道の整備についても県に要望しているわけでございますけれども、昨年は七五三掛の新ルートを県から設置をさせていただいております。ことしは鳥海湖南側の木道の修理ということで、これも県から行っていただいているという状況でございます。

あと、先ほど議員からお話もありましたけれども、導標の多言語化の整備、これも県で、ことし現地調査を行って、来年度にプレートをかけるというような予定で整備を進めております。

あと、大平口、それから二ノ滝口の登山口の登山案内棟、要するに登山者のカード入れでございますけれども、これは町で設置しているというような状況でございます。

議 長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

菅原議員、山岳救助に関しましては県が中心かなという印象を持っているというお話でありましたが、鳥海山をいただく地元遊佐町、やはり我々が地上部隊を出してと、その本部を県警と、状況に応じますが、構えて、中心に連携をして応分な形で負担をし合いながら取り組んできているのかなというふうに思っております。もちろん発生した地点がどこかということにもよりますが、近隣のかほ市あるいは酒田市の山岳部隊と連携をして、先般の7月12日に遭難救助の求めがあったからの対応も含めて、そのように取り組んできたかなと思っております。

その際は、これ負担金とも絡んでくるのですが、県警のヘリあるいは消防航空隊の防災ヘリの出動もしていただきました。常備消防の体制も含めて県警あるいは消防本部、これら一体となって山岳遭難対策を町から負担金を出すことも含めて、そのように総合的な対策をとっているということでありまして。人的な体制あるいは装備的な体制をとってきたというところでありまして。ドクターヘリもその一環ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3 番（菅原和幸君） 時間が残り少なくなってまいりましたので、質問をここで、ありがとうございます。

それで引き続きですが、最後に質問をしました青少年保護に関することにつきまして、教育長並びに教育課になると思いますが、質問をさせていただきます。ちょっと時間ないので、はしょって質問をさせていただきますが、先ほど言ったとおり、民法の改正4条が来年の通常国会に予定されているようです。そんな中で、はっきり言えば青少年保護に関するものは、子供ではなくて、それに危害を与えやすい大人に対する法律が多いのではないかとということで、自分なりには理解をしておりますが、もし今までですと、18、19歳でやったことについては未成年者がやった契約については取り消すことが可能であるようなことがあります。ただ、これがもし18歳から青年になったときにはそういうことが、今のままでいけばできなくなるものですから、ただいろいろ改正は出てくると思いますが、そうしますと、自分なりにちょっと危惧しているのが、よくインターネット等の悪質商法で物を売りつけられたり、そういうことが逆に言えば対象になる年齢が18、19歳かなと、そのように思います。

ただ、18歳、19歳についてもやっぱりある程度人生経験がない分、知ったかぶりとかわかったふりをし

て簡単に乗りやすいという状況も危惧されますので。ちょっと先日、庄内消費生活センターの方の講演もいろいろ聞いたりする機会がございました。そんな中でちょっと感じたことなのですが、今の小中学校を中心とした、高校も含めてですが、消費に関する教育のことが学習指導要綱にあるようなこともあるようですので、その現状について教育長のほうにお尋ねをしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えいたします。

法改正の内容、これから具体化してくると思いますので、これははっきりわかっていないわけですが、実際18歳、17歳、高等学校でございますので、義務教育ではないので、県教育委員会で当然そういったことを十分考慮しながら、教育課程あるいはその他に基づいて指導助言等あって進めていくこと、これが中心になると思いますが、当然その前段に中学校、小学校の段階があるわけですので、現在でも中学校では社会科の公民の教科書があります。その中で小学校では6年生の社会科の中に租税教育とか消費教育の中身も入っておりますので、我々の立場としてはそういった状況を踏まえてこれまで以上に内容等に注視して、課題意識を持って指導していくと。やがて高校生になって3年生になればそういう立場の年齢に行くのだということを十分意識しながら、教育課程の中でも指導していくことだと思っております。

あと時間もないようですので、健全育成ということも質問の中にございましたので。幸い遊佐町では遊佐高等学校がありまして、生徒指導の面で小中高生徒指導連絡協議会というのが年3回持たれております。これは小回りのきく遊佐町ならではのシステムだと思いますけれども、各小中高の生徒指導主事、生徒主任が集まりまして、遊佐中学校会場です。年3回情報交換を行いまして、この中身は生徒指導上、課題だけでなく、こういう指導をして、こういう成果が上がっていると、子供たち伸びていると、そういうことも含めながら情報交換をして、それぞれの学校あるいは地域での生徒指導に役立てて生かしていると。特にやっぱり高等学校の生の情報がつまびらかに入ってきますので、こういうよさもあるのだけれども、やっぱりこういう課題を抱えていると、そういうことで今、今回ご質問ありました18歳に年齢下がるという、それに付随したいろんな課題も出てくるのだと思いますので、そういう課題があるということも中学校、小学校でも共通認識、理解しながら生徒指導面でも指導に当たっていく、健全育成に当たっていくということで、見直しということではない、新たなということではないのですけれども、これまであるシステムをそういう観点を大事にして生かして指導に努めていきたいと。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） どうも答弁ありがとうございました。

自分の18、19歳のときを思い出すと、やはりわくわくで社会に出て行って、社会ってこんなものかなと思って、19歳のときトーンダウンしたような、実際気持ちでおりますが、ちょっと関連しまして、この間第24回の参議院の通常選挙ありました。そんな中でちょっと趣旨には外れるかもしれませんが、ほかの報道を見ますと、18歳は結構高かったのですが、19歳が低いという報道もあるようですので、もし答弁いただければ選挙管理委員長のほうから遊佐町の18、19歳に関係する部分についての答弁あればよろしくお願ひしたいと思いますし、今後への課題等も含めましてお伺ひしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（佐藤正喜君） 7月の参議院選におきましては、多くの皆さんから協力いただきまして、適正に選挙事務が執行できましたこと、感謝申し上げます。

9月1日現在で選挙人名簿に登録されている18歳、19歳の有権者は224名です。町の選管としても18歳の選挙権施行を踏まえ、遊佐高とタイアップをしながら期日前投票への協力とか、それから少年議会の皆さんからは街頭啓発にも協力をいただきました。そういう啓発を進めてきたところではありますが、今回の参議院の結果を見ますと、投票率はご案内のように全体では前回は上回る結果ではありますが、年代別に見ますと、10代の皆さんは残念ながら一番低いと、そういう状況であります。その辺の解析もごさいますが、特に選挙の時期もありますけれども、7月の選挙でしたので、3カ月の定住要件もごさいましたので、3月の末から4月ごろに転出された方は選挙をするには地元に戻って投票するか、向こうで期日前投票をするという、若干手続がごさいましたので、その辺の内容がうまく若い皆さんに浸透されたのかという制度的な問題もごさいますし、特に進学された方は多分転出届をしないでそのままで行かれる方もあろうかと思えます。そういう方も同様の扱いとなりますので、そういうことを踏まえながら、やはり選挙の時期にもよりますが、そういう若い皆さんにはそういう選挙の制度のシステムの周知とか、そういったものも加味をした選挙啓発が今後は必要であろうかなと、そのように認識をしておるところであります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 以上をもって私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） これにて3番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） おはようございます。3市1町で取り組んできた日本ジオパーク認定に向けた鳥海・飛島ジオパーク構想もあすにはその結論が出ようとしております。鳥海山の麓に生まれ、育ち、暮らしてきた私は、山懐深き鳥海の大自然と鳥海がもたらす恵みと不思議、海の向こうに浮かぶ飛島の特異な自然環境が日本ジオパークに登録認定されることを強く望むとともに、環鳥海エリアの魅力の発信がさらに進められることを強く望むものであります。

それでは、一般質問通告書に従いまして、第1問目は築42年を迎える山岳観光宿泊施設大平山荘の今後のありようについてお伺いいたします。平成22年9月議会一般質問でも質問しましたが、大平山荘は昭和49年に建設され、平成19年より施設の持続可能を目的とし、施設改修が年々なされてまいりました。しかし、登山者のニーズの変化に対応した営業方針を打ち出した上での経営が求められているのではないのでしょうか。南北にある山岳観光宿泊施設との競合が避けられない状況下において、当施設の魅力づけと集客アップに向けた取り組みが求められていると思いますが、大平山荘を経営する総合交流促進施設株式会社筆頭株主である町のお考えを伺います。

第2問目は、吉出山岩石採取事業についてであります。認可採取数量は岩石12万782立米、風化岩は28万1,825立米と認識しておりますが、近々の報告によるところの岩石の採取量と場外搬出量、土砂と言われる風化岩の採取量と場外搬出量、またその認可採取量に対する採取比率をお知らせ願います。

次に、公有地化交渉内容は協定書により開示できないとのたび重なる答弁ではありますが、認可期間ほぼ3カ月、公有地化交渉期間もほぼ3カ月の現在、議会に、町民にしっかりと説明する時期に来ているので

はないかと考えます。答弁を求めます。

第3問目は、本年6月に平成26年度における遊佐町の1日1人当たりの家庭ごみの排出量が県内トップの756グラムであることが発表されました。その結果を受け、その結果をいかに分析し、ごみ減量化への施策を講じていこうとしているのかお尋ねいたします。かつてはごみの排出量は豊かさのバロメーターと言われましたが、現在においては環境意識の指標とも言われております。汚名脱却を演壇から強く望み、演壇からの質問とさせていただきます。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から4番、筒井義昭議員に答弁をさせていただきます。

山岳観光施設としての大平山荘についての質問でありました。大平山荘、登山口に近い標高1,000メートルの宿ということで、翌日早朝からの登山に備えて、なるべく登山口の近くに宿を求めたいという登山客も多く、夏山登山シーズンには一定のお客さんから利用をされております。特に山小屋とは違ってより登山者に快適な宿泊、食事、入浴などのサービスができる施設でありますので、下山後の日帰り入浴にも対応できることなどから、登山者の利便性を考えると鳥海山の観光振興にとってはなくてはならないと認識をしております。

しかし、登山客は団体中心から個人や少人数中心へと変化しており、主に団体の受け入れを想定して建物が建てられたために、全体的に部屋のつくりが大きく、最近の需要と合わないのも事実であるかと思えます。昔は大広間でも相部屋でも寝ればよいという登山客も多かったのですが、現在はプライバシーの確保や人に気兼ねせずゆっくり過ごしたいという需要のほうが大きいと感じております。現在は個人客でも部屋にあきがあれば受け入れている状況ではありますが、ピーク時の稼働率向上やニーズを考えると、仕切り等で少人数対応の部屋への改築なども考慮したいところではあります。しかし、築年数も古く、旧来の建築基準により建設された建物でありますので、耐震調査、耐震補強工事などに係る経費なども勘案すれば、さらに大規模な改修工事を行うというよりは、各所でメンテナンスを行いながら、利活用を図っていきたいと考えております。ことしも既に網戸の交換や客室ふすまや脱衣所の内装工事、防火シャッターの更新工事や水回りやボイラー設備の修繕などを施し、登山者に快適な施設になるよう努力してきたところであります。

現在は広いロビースペースを活用して鳥海山の写真ギャラリーや関係書類の提示、高山植物のガイドブックや登山バッジ、絵はがき等の鳥海山の記念グッズの販売などを行い、登山客に鳥海山に来たと思わせる雰囲気づくりに力を入れて営業を行っているところであります。

しかし、残念ながら鳥海ブルーラインの構造と鉾立と大平の位置関係から、秋田県にかほ市の鉾立にある登山口とは大平とは圧倒的に客数ではおくれをとっているという現状に危機感を私は持っております。どのようにすればそれらをやっぱり逆転できるかということも考えていかななくてはならないと思っております。

より長期的な視野で考えれば、今より建物の規模を縮小して、管理のしやすい大きさで、現代的コテージ風の宿泊棟などへの建てかえも検討していかねばならない、そんなところでありますが、当面は安全、快適な登山のための拠点施設として登山情報の発信の強化や、より安全な登山のために登山用具等も多少は現場で購入できるようにしていきたいものと考えておりますし、より身近に鳥海山の貴重な自然、地

質、地形が学習できるよう、ジオパーク関連展示物の充実を図りながら、現在の施設の活用を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、岩石採取、採取実績量の実態はというような質問でありました。県が認可する岩石採取の計画においては、石をどれだけとるのかということはすなわちどれだけ掘削をするのか、そしてどれだけ埋め戻すのかということが図面上で計算され、その容積を算定したものを認可をいたしております。石の塊である岩石と風化岩と呼ばれる細かな石を含む土砂の比重が異なる上に、その含有率も場所、場所で異なることから、認可採取量を重量換算した数値は、あくまでも目安であるという認識を県より示していただいているところであります。

さて、臂曲地区における認可採取量の40万2,607立米については、重機等による掘削が認可された全体の数量となっているわけですが、8月末現在で95%まで完了しているとの報告を受けております。岩石については、まだ相当数が場内ストックされておりますが、8月末現在で9万6,264立米、計画数量の79.7%が場外搬出されておると伺っております。一方、風化岩につきましては2,917立米、計画数量の1%が場外搬出されているだけで、大半が場内の埋め戻しに利用されているという状況であります。

次に、公有地化交渉についてであります。交渉内容は明かすことができないというのは、これは会社との約束ですから、これまで同様、その公表については最後の最後まで今努力を続けているということでご理解をいただきたいと思っております。ただし、交渉結果につきましては、当然議会にも町民の皆さんにもしっかりと説明をさせていただくつもりでおりますが、今まだ交渉中、結論が出ておりませんので、その時期ではないと考えております。

3番目の質問でありました家庭ごみ減量に向けた対策、私も大変ショックなニュースでありました。山形県で遊佐町が一番ごみの排出量が多かったということが山新に載ったときに、本当かいなと、実は私も思いました。ただ、そのときちょうど私は当日にごみ出しをしたところでありました。実は枝豆をとったそのままの残りの根っこのついているそのままがしっかりと基準どおりに縛られてごみの集積所に出しておりましたので、どなたかそれはわかりませんが、ああこういうのがやっぱり多いのだなと。それから、実は海岸ごみの清掃、ボランティア等がこの間行っていただきました。確かに海岸、上流から流れて海に出て、そして寄せたものもやっぱり最終的には町のごみとして出すわけでございます。それら等も含めればかなりの量が海岸からも出てきているわけですし、やっぱり海を持つ町としてはごみの終着点という形でいけば、いたし方ないところもあるかなとは思ったのですけれども、課長がしっかりと答弁用紙を準備しておりますので、ご説明を申し上げます。

本町におけるごみ処理につきましては、遊佐町一般廃棄物処理基本計画、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制を図るとともに、ごみの分別収集を推進し、ごみの再資源化、ごみ減量化に取り組みながら、酒田市、庄内町とともに構成している酒田地区広域行政組合において広域処理を行っているところであります。そしてこれらの取り組みにより、遊佐町から排出されるごみの総量は年々減少傾向にはなっております。このことは町民の皆様の日ごろのごみ減量化に向けた取り組みと、各集落の環境推進員の皆様の努力のたまものと感謝をいたしているところであります。

しかしながら、ことし7月の広報に折り込みチラシを配布させていただきましたとおり、平成28年3月に発表された環境省の平成26年一般廃棄物実態調査によりますと、資源ごみを含めた本町の家庭系ごみの

1日1人当たりの排出量は、県内、残念ながら1位となっております。なお、再資源化できる資源ごみを除いた場合の数字で調査いたしますと、県内3位の排出量となっております。排出したごみの内訳としては、大半を燃えるごみが占め、その中に水分の多い生ごみが多く含まれている状況となっております。町ではこれまでも各家庭から排出されるごみの減量に向けて生ごみの水切りの徹底や、家庭での生ごみ処理を支援するための生ごみ処理機の購入補助など取り組んできたところであり、一定の効果は得ていますが、ごみ排出状況からしてもさらなる対策が必要と考えているところであります。

山形県では環境型社会の形成を推進し、ごみの最終処分量ゼロを目指すごみゼロ山形の実現に向けて取り組んでいるところでありますが、本町においてもごみを資源として捉え、環境循環型を目指して、これまで以上に再資源化に取り組む必要があると考えております。中でも生ごみの有効活用はごみ減量化に大きく影響することから、民間事業者との連携を図りながら、生ごみの堆肥化システムの構築などに向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、県内のごみ排出状況を見てみますと、地域別に庄内地方の市町村の排出量が特に多い結果となっていることから、県内各市町村のごみ分別区分やごみ処分の有料化の導入状況等を踏まえながら、庄内地方の排出量を削減するためにどのような対策が必要か、各市町と意見交換しながら、分析を進めているところでありますので、町としてもこれらの分析結果も参考にしながら、本町のごみ処理対策について検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) 自分のタイムキーパー的には5分ほどオーバーしておりますので、質問のほうはしよらせていただきます。

登山者のニーズに合わせて、さまざまないわゆる山岳観光においては町では手を打ってきたのも私は承知しております。山岳トイレの改修を段階的に進めてきたり、宿泊された方が山岳の登山口に行くために利便性を図るために、タクシー宿泊パックというのを展開したり、路線バス廃止によってそれを補うところの山岳タクシー制度などをやってきたのも理解しております。

大平山荘の改善というのがどちらかというと建物の延命的な措置のハード面での対策というのが、やっぱりせざるを得なくなってきた、そしてそれに対処してきたというのも承知しております。しかし、演壇での答弁にもありましたとおり、登山者のニーズというのは変わってきている、山岳の登山にしてもツアーと言われる団体さんから個人の人が多くなってきている、家族とかグループという形の小さい単位の登山者がふえてきているわけです。そうすると、大平山荘の今の現状からいうと個室にしても大きい、そして大広間に雑魚寝式で団体の場合だと詰め込んでしまうという状況なのだと思います。

それを解消するために私はひとつ提案したいのですけれども、大平山荘の広間をある程度区切って個室化していく、小刻みにしていく。そして四、五人のグループとか三、四人のグループが個室対応で入れる。そんなに立派なものでもなくてもいいのだと思います、登山者対応ということでは。そういうふうなあの広間を個室化することによって、結構なブースというのを設けることができるのではないかと思います。

ちなみに、鳥海山の山頂の小屋、御室と言われるところなのですけれども、あそこですらいわゆる個室でないと嫌だという声もあり、4ブースほど個室対応がなされているという現実を紹介させていただきな

がら、大平山荘の二ーズに合わせた、大規模改修とまではいかないと思います。そういう対応の仕方というのを検討すべきではないかなと思いますし、これ平成26年の3月に策定された遊佐町戦略的観光施設整備計画の大平の部分でも、やはり個室化対応というのが求められているのではないかというふうな意見もあり、整備計画が出ているということも踏まえて答弁いただければありがたいと思います。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 今補正予算でゆざっとプラザの区画の変更という予算の提案をさせていただきました。大規模な支出を伴うものという形ではなくて、いわゆる改修という形で総合観光戦略会議等での議論がまとまれば、それらは提言をいただけるものと思っております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

それでは、町長の答弁に若干補足をさせていただきます。大平山荘広間の個室化の改修が必要ではないかというご提案でございますけれども、最近の登山者の二ーズといいますか、傾向でございますけれども、まず1つは温泉のあるところ、例えば遊楽里とかでゆっくりして登山に向かう客が多いと。あともう一つは、山頂小屋、先ほど個室になっているというお話もございましたけれども、山頂小屋に宿泊してもなかなか大平山荘には泊まらない人がふえているのだというようなお話を現場のほうからはいただいているところであります。

先ほど議員からお話もありました遊佐町戦略的観光施設整備計画、この中でも議員が指摘しているような現状と課題を上げておまして、10年から15年後に向けた対応策ということで、1つは耐震補強工事を行って、現在の二ーズに即した内装工事を行うとか、あともう一つは、建物を解体して現代的なコテージ風の小型の宿泊棟を複数建築するというような案、それぞれメリット、デメリットあるわけでございますけれども、そういった計画をその整備計画の中では提案をしているということのようでございます。耐震補強工事を進めるにしても、コテージ風の小型宿泊棟を建設するにしても、当然費用対効果を考慮しなければいけないわけでございますけれども、現在の二ーズを見きわめながら、時期についても考えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長(堀 満弥君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) いかんせん、やっぱり延命的な措置というのはこれからもとらざるを得ないようなことも生じてくるのだろうなという感じではあります。ですけれども、あそこの施設を大幅改修しないとしても、あそこの魅力というのはやっぱり1,000メートルのところにあれだけの大型の山岳宿泊施設であるということというのが、やっぱり一つの魅力なわけです。山小屋と違って大きい温泉のようなお風呂も完備されていますし、そして海をあそこから眺めることができる。秋田、山形の両県の裾野に広がる平野を見ることもできる、サンセットというのも泣きたいほど美しいという状況であります。そして何よりも夜になると天気によければ麓で見ることでできないような満天の星を眺めることができる、そういうところに視点を当てたところのソフトの開発、いわゆる星空を眺める会とか、星空を眺めるために簡易な天体望遠鏡をあその施設に設置して、ある程度は貸し出すというようなこともありなのだろうなと思います。

そして、さきに関催されたシー・トゥ・サミットの開設者であるモンベル社や、モンベル社とフランチ

ヤイズ契約しているスポーツ店があるわけです。そしてその方々とやはり連携をとりながら、あのフロント部分にいわゆるモンベルショップまではいかないとしても、大山に行ったときに、やはり登山口の一番の中核をなす建物がモンベルショップだったわけです。そういうふうなものを見てくると、やっぱりモンベルブランドというのが私も前はそんなにでもなかったのです、大きい声では言えませんが。けれども、どんどん、どんどん、一時はアウトドアのユニクロと最初は言われていたわけですから。けれども、今は非常にデザインもすぐれた形になって、今はブランド力が非常に上がっている会社です。会社のあり方というのもある面評価されている会社です。そういう意味でモンベルさんのアンテナショップとかモンベルさんの鳥海ショップみたいなものを、あのフロント、ロビー部分にスペースをとって開設することによって、大平山荘自体のブランドが上がるのではないかと。大山の場合なんかは登山口の本当の中核でモンベルのブランドによってあそこが開発されているという状況も見てきたので、そういうことを提案したいと思っておりますけれども、ご検討いただけないでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

アンテナショップ等の開設による施設、大平山荘のブランド化も必要ではないかということでございますけれども、ひとつ大平山荘の魅力アップ等々につきましては、今現在は指定管理を受けていただいております遊佐町総合交流促進施設株式会社のほうからも、施設の魅力づけと集客力アップに向けた取り組みということで、一つは関東や遠方からのお客様が多いので、自然を満喫できるようなおもてなしをするだとか、あとは季節感のある料理を出すだとか、あとは鳥海山の周辺の観光情報の提供をしっかりと行うというような目標を掲げて一生懸命集客に努めていただいております。また、先ほどからありました遊佐町戦略的観光施設整備計画、この中でも山小屋感の演出と営業力の強化について触れられておまして、登山客に山に来たと思わせる雰囲気づくりと、それによる営業力の強化が求められているというふうな提案がこの計画の中でされているところであります。

議員の提案につきましては、非常によい提案だと思いますので、検討したいと思っておりますけれども、相手のあることですので、そこは可能性を探っていきたいというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも少し答弁、お話をさせていただきたいというふうに思います。

ただいま所管の課長のほうからいわゆる指定管理をお願いしております株式会社の取り組みについてご紹介もいただきました。まさに初めて登山にいらっしゃる方含めて、いろんな形の情報発信、これとしっかりと、そこで対面式のいろんな地元の方の言葉を交えた言葉の中で、心触れ合う案内をさせていただいているというふうに伺っております。例えばそれぞれお泊まりのお客様含めて、山へ登山の出発する時間、異なる場合もありますけれども、朝とても早い時間から含めて例えば登山道への送り迎え、こういったこと。それから、もちろん初めての登山の方には登山の情報、お天気のこと、それから鳥海ブルーライン、お隣にかほ市エリアも含めてやはりいろんな観光スポット、こんな情報もしっかりとお泊まりいただいたお客様との交流の中で対応させていただいているということでございます。

そういった中でではございますが、実際大きなスペース、大広間という課題を認識する中でこういった声をいただいているかということ、男性の方はご予約をいただいたときに相部屋ということも考えられます

がというときに、ほとんどそこに課題としてだめですよというようなお答えは返ってこない。ところがやっぱり女性の方については、ああそうなんですかということで、少し考えさせていただきますということで電話をお切りになる。つまりそういった状況では少し嫌だなと感じていらっしゃる女性の方がいるのかなと思います。そういった課題等もしっかり踏まえて、これら指定管理を受けていただいている現場の声を、これは担当課のほうでも定例的に声を聞く、意見交換をする場を設けておりますので、そういった中でしっかりと踏まえさせていただければと思います。

モンベルショップさんのことにも具体的に触れられました。ご案内のように既に酒田のほうでお店を展開している事業者もいらっしゃいますので、そういったところとの例えば連携というような形で品物を置いていただけるのか、全く新たな形というふうになってくるといろんな競合の部分とかも出てくると思いますので、先ほど課長から答弁いたしましたようにして、相手方とのご意向も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） 質問のほうで5分縮めたのかと思ったら、答弁のほうでまた5分延ばされてしまっていて、でも丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは、岩石のほうに移らせていただきます。演壇の答弁にもありましたが、岩石の認可採取量は12万782が計画数量ですね。採取実績量は12万3,698、これ岩石においては100%を超えるというふうな数字が7月の5日の臂曲岩石採取監理委員会で示されております。岩石のみにおいては100%を超えている採取量だ。先ほどの答弁では100%は超えていないのだ。95%ぐらいなのだというような形の答弁ありましたが、これ100%を超えた場合、認可採取量、実績採取量を超えた場合、これというのは岩石採取というのがストップされて、搬出のみの事業になってしまうのか。また、100%を超えた場合は採取量を変更申請義務というのが業者には生じないのかお尋ねいたします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

岩石の認可採取量12万782立米をオーバーした分の取り扱いというご質問だと思いますけれども、県が認可している岩石採取の計画数量というのは岩石と風化岩を合わせた全体の掘る容積でありまして、その中で岩石は30%、風化岩は70%であろうという見込みの数値を出しております。したがって、岩石の比率が30%より多い場合は岩石の採取量が100%を超える場合があるという認識をしております。

ただ、お示ししております岩石の採取量のデータについては、事業所から提供されたものでありますので、一部場内でストックするために運搬された分がダブルカウントされているということも判明しておりますので、このことにより岩石の採取量が100%を超えているということも考えられますので、それ以降は場外搬出したデータも提供いただきながら、風化岩の場外搬出量とともに管理している状況ということでありますので、全体の掘削数量または埋め戻し数量に変更がない以上は、変更申請の義務が生じていないというような認識をしているところであります。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。

次、問題にしたいのは、岩石以外の風化岩、これ鳥海山の新山みたいな100%岩石だと岩石を採掘して搬出するというのが、風化岩というのが土砂の中に埋まっている石でないものですから、新山なんかの状況の岩山を崩して搬出する場合は。だけれども、吉出山というのは、6月のときも言いましたけれども、岩石が30%、風化岩というものが70%含まれているのだらうという形で採取計画量が試算されている。だけれども、岩石の率が高かったり低かったりする、その場所によってそういうこともあるのだと思いますけれども、風化岩の採取実績というのが計画では28万1,825立米、計画が出されているのですけれども、実績の採取量は2,917立米なのです。まさに1%しか搬出されていない。そうすると、先ほどの岩石の部分は95%とか七十何%、これは採取量と搬出量です。ところが、風化岩自体が1%しか搬出されていないのですから、総採取量になってくると43.1%という低いポイントになってしまうわけです。そうすると、六十何%はまだ取っていないですよ。この六十何%のいわゆる採取していないもの自体は、風化岩がほとんどを占めているのだと思います。そういうふうな状況にあつて、なかなか採取計画量と採取実績数量、そして搬出量というのがポイントが上がらない。100%まではもう永久的にならないのだらうというふうな、パラドックスというかマジックというのがこの計画の中にはあるのではないかと、私は専門家ではないのでわからないのですけれども、素人だからこそそう思ってしまうのですけれども、いかがなものなのでしょうか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

そういう理屈ではなくて、実際風化岩の搬出量が1%ということであつて少ないというのは、基本は骨材としての用途がないためであつて出ていない。大半は埋め戻しに使われているということでありまして。埋め戻した分も掘削した以上は場外搬出はしてなくても採取量というか、掘削量には含まれておりますので、先ほど町長から答弁あつたように、実質的な掘削数量は95%の進捗率であるというご認識でよろしいかと思ひます。

議長(堀 満弥君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) 実質的な採取量というか、それが95%ということは、この計画の95%は採掘済みだというわけではないでしょう。いわゆる風化岩の部分があるから、この43.1%という数字がたたき出されているのではないのですか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

なかなか監理委員会で業者が出してくる数字というのは、実質的に監理委員会ごとに計測をかけて、実質はかつて掘削数量を出すことはなかなか難しい状況でありますので、そこは積載状況、ダンプ1回当たり7トンを運搬しているわけでございますので、基本それに基づいたデータ、それからあと工事ごとの掘削断面、それから埋め戻し状況、そういったものを勘案してこの数量を出してきているものと思ひれます。ですので、そこはなかなか我々が想定する数字とは一致しないということになっているかと思ひます。

議長(堀 満弥君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) これ風化岩の取り扱いなのです。多分現場ではいわゆるのり面を掘削しながら岩石と風化岩というのが出てくるのだと思ひます。そしてどんどん、どんどん階段式に掘っていくのだと思

います。当然風化岩というのは出てくる。そして掘削したところの埋め戻し材として風化岩というのは当然発生しているのだと思う。だけれども、その埋め戻し材としての風化岩のカウントはされていない、全然されていない。そしてこれは平成25年度のいわゆる岩石採取監理委員会での説明でも、25年度からの申請計画、これにも埋め戻し材はゼロ立米、全然カウントしないよということになっている。普通の感覚ならば、穴を掘って切り崩して、そこから出た風化岩というものが埋め戻しやのり面の整備、復旧に使うとしたならば、これ完璧に自家消費なのです。自家消費というのはちゃんと売りにカウントされるわけです。そういうふうなことがなされないから、常に採取計画と実績採取量というのが差が出てくるというのが現実なのだと思います。

間もなくお彼岸ですので、ぼた餅食べますよね。あんこの部分が岩石なのです。お餅の部分が風化岩なのです。計画を申請するたびに小豆の甘いところだけ、岩石の部分だけ搬出しているわけです。そしてモ子米の部分は業者はほとんど搬出していないのでカウントされない。そうすると、限りなくモ子米だけの状況になったおはぎをまた食べに来るからと再申請すると、また小豆がコーティングされたような計画が出されるわけです。こういう状況が何回も何回も続けられるという状況を、やはり採取計画と実績採取量というのを臂曲岩石採取監理委員会の主要なメンバーであるところの町のお考え、それをどのように受けとめられているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 監理委員会の委員長も務めさせていただいておりますので、私のほうからも少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

ただいま課長のほうからもありましたように、これ県のほうで許可をしている、その許可の形態によるわけですので、そのところについてはご理解をいただきたいと思います。監理委員会で示された数値、議員もごらんになっておりますけれども、これはそのときに示されたいわゆる搬出した量等を基準とした数値が多くなっていますけれども、先ほど町長からも答弁申し上げましたとおり、8月末現在では事業者のほうからいわゆる風化岩も岩石も含めた採石量は95%いっています、95%。ですから、採石、それらを現場の中でどれだけの、議員おっしゃったようにして岩石が含まれる量がどれぐらいで、風化岩の量がどのぐらい、これは計画の段階での推計値になってございますけれども、その結果として搬出してある量は岩石については計画のときよりも100%を超えた数値にはなっていますけれども、風化岩はなっていない。だけれども、風化岩と岩石を合わせた全体的に掘削をした部分は、計画の95%ということで報告をいただいているという状況でございます。したがって、今後許可期限内での掘削については8月末以降、残っている部分とすれば5%の量というふうに理解をしておるところでございます。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） お話はわかるのです。だけれども、掘削したパーセンテージが事業計画の採取量になるわけではない。これは搬出されて初めて最終計画量対比実績採取量という形になるのです。掘削して現場にあったからといってそれがカウントされ、最終的なカウントをされるわけではない。これ搬出されてこそ実績の採取量、実績搬出量こそが実績採取量という形になるわけです。これについては12月にまた向かわせていただきたいと思います。このパラドックスが解けない限り、岩石採取は常に再更新、そして延長申請がなされるのではないかと、私は考えています。素人ですから、それが確かであるかはわから

ないのですけれども、データ的に見ると、過去のデータ、そして今回のデータを見てみても、そういう結果になるのではないかというおそれを私は感じています。

次、伺います。ちょうど10分はごみ問題ということで考えておりましたので、タイムキーパーどおりまで戻ったかなと思っております。遊佐町では遊佐町一般廃棄物処理基本計画、俗に言うごみ処理基本計画を改定、作成したのが平成24年3月であります。この計画自体は5カ年計画で打ち出された、改定されたものであります。その計画では平成28年度までにごみ減量化と資源化を推進し、1日1人当たりごみ排出量を600グラムに減量することを達成目標として掲げております。しかし、今回残念ながら758グラムという結果が先ほどの説明のとおり環境省のほうから示されたと。

平成14年度に稼働した広域行政組合の焼却炉、広野にあるところ。あの焼却炉自体が非常に性能がいい。だものですから、あそこにはビニールでも出せるし、発泡スチロールでも燃えるごみとして出せる。プラスチックも出せる。これは埋立地の延命化のためには役立つ。しかし、燃えるごみとしての排出量のカウントを上げているのではないか。また、先ほど町長の答弁にもあったように、庭の枝を切ったやつをある程度の寸法で、ある程度の太さで出すと燃えるごみとして出せる。枝豆の枝みたいなものもそうですし、草刈ったやつも袋にそのまま詰めて土のついたようないわゆる雑草。雑草なんかも出せるような状況であるということは、非常に簡便に出せるので分別もそんなにしないで出せるので便利であるということは便利ではあるのですけれども、やはりごみの発生抑制とかこれはリデュース、再生利用、リサイクル、再利用、リユースを踏まえた形での今後のごみの減量化に向けた施策というのが講じられなければいけないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） ちょうど基本的なことを私からお答えしたいと思います。なぜなら広野にある広域のかつてクリーン組合の時代、あの施設をつくったとき、私は4年間遊佐町議会から代表して組合の議員として参加させていただきました。

実は今全国どこでも最終処分場の確保、ごみの最終処分の行きどころの確保がどこでも大変な課題です。自分のところには来てほしくない、それだけでいいならどこでもいい。よそで燃やすならいい。特に山形とか上山とか広域のあれも大分最終処分場、それから焼却地の場所で大変な問題でありました。我が町では広野の今の流動床式ガス化溶融炉を投入したことによって、実は東平田の最終処分場、これからもう25年以上はもつのだというそんな話であります。あれをつくったときにはあと10年ぐらいしかもたないのだよという想定の中でつくったやつが、これから25年ももちこたえることができるということは、地域にとっては自治体としては最終処分場、ごみの行きどころを確保したというのは非常に大きな意味を持つものだと思います。

ただ、リユース、リデュース、リサイクル、3R、確かに「ごみはすてきな魔法使い」という本を書いた方もおりましたけれども、それについては多少はそれは石油化学からできたものについては燃やせるということ、それがなければどうも燃料も使わなければならないということになれば、そういう点においては多少それは負担をかけているかもしれない。ただ、最終処分場に行くペットボトルとかアルミとか、いろんな形のものについては、今は焼却炉に入ったやつでも、鉄は鉄として、アルミはアルミとして、そしてペットボトルも実は東平田の地区のあのリサイクルセンターのあるところの周辺の人の雇用に資すると

いう契約も持って、あの地域に導入していただいた。それらのことも含めれば、私はそれはやっぱりその地域から一番ダーティーな部分を引き受けていただいたそのかわりとして、あそこの雇用にも資する形で最新式で何でも分別できる、ペットボトルとかいろんなものができる、そういうのでなくて、手作業でやるということ、その地域の広域の組合として合意してつくっていただいたということに関しては、それはやっぱり少しそれを認めざるを得ないということも考えていかなければならないと思っています。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） これ最後になるかと思えます。

遊佐町のごみ処理計画というのは平成24年に改定されて、28年度までの計画であります。29年度からまた改定されて5年計画というのが出されるかと思えます。その中にやっぱりごみ有料化というのを、私は余り賛成ではないのですけれども、やっぱりテーブルに上げなければいけないと思う。やっぱり広域行政との連携もあるでしょうけれども、ごみ有料化と分別というのが遊佐町の場合は今9種類で行われているのですけれども、この分別の種類というのも遊佐町が一番少ない自治体の一つでありますので、分別をもう少し細分化していくというようなことを、改定計画ではテーブルに上げる必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） まず、第1点目、分別の種類については広域行政組合のそれは焼却炉との関連もありますので、我が町だけで決着できる問題ではないということをご理解お願いしたいと思います。

議員から提案ありましたごみの有料化については、現在のところは考えておりませんし、町としてそういう相談も私までは受けたことはございません。私が就任している以上、それ以上、そのことは考えておりませんので、よろしくお願いします。

議長（堀 満弥君） これにて4番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、初めに観光施設の整備の方針についてお聞きいたします。今年度に入り、宿泊施設の一つである西浜セミナーハウスが撤去されました。これまでコテージと並び通年で利用できる割安な宿泊施設として一定の需要もあったと思います。今後この跡地の活用と旅館、ホテル以外の通年で利用できる宿泊施設の整備の方針はどのようなものを壇上よりお伺いします。

続きまして、2つ目です。手話言語法の町としての考え方をお聞きします。おとし一般社団法人山形県聴覚障害者協会から手話言語法制定を求める意見書の提出について請願が提出され、当議会では請願を

採択し、関係省庁の大臣に意見書を提出いたしました。山形県内においても多くの議会で意見書を提出しており、県でも県知事の会見等で手話による通訳者を配置している映像をよく見かけます。遊佐町でも手話を言語として明確な位置づけをする必要がこれからあるのではないかとと思いますが、町の考え方を伺い、壇上より質問を終わらせます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から6番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

最初の質問は観光施設の整備の方針ということでございました。長期的な方針としては観光戦略会議等で検討すると、先ほど述べたとおりでありますけれども、西浜セミナーハウスは主に大学等のゼミや合宿、イベントなどの際の関係者スタッフの宿泊場所として利用されてまいりました。しかし、和室の大部屋がつながっている間取りであり、比較的限られた団体が利用する施設といった現状もあったと思います。本年度老朽化のため解体撤去を行いました。跡地の利用についてはキャンプ場を管理委託している遊佐町総合交流促進施設株式会社等とも協議をしながら、キャンプ場エリア全体の施設整備や利便性なども考慮し、検討していきたいと考えているところであります。

特に西浜のコテージは大変な人気があり、夏場は予約もとれない状況となっておりますので、コテージタイプの宿泊棟の増設も模索しているところであります。しかし、実際にセミナー跡地にコテージを建設するとなると、ふだん車両進入禁止にしている通路の開放や駐車スペースの確保、テントエリアやペットエリアと隣接することなどによる調整も必要となってくるところであります。また、今までセミナーハウスの倉庫に収納していた夏事業に用いる看板等の備品類やカヌー、カヤック類が倉庫がなくなったため、管理に苦慮している現状でもあります。現在のコテージは農林水産省の補助事業で建設した建物でもありますので、建設に際しての有利な補助制度やより適切な建設地があるかどうかを検討しながら進める必要があると思っております。

キャンプ場内の設備や貸しテントなども、より快適なキャンプができるよう、計画的に整備、更新を図っているところであります。しらい自然館、遊楽里、大平山荘などの既存の施設の利用促進と、民間の旅館等の積極的な活用も考えながら、町への誘客促進につなげていきたいと考えております。

続きまして、第2問目でありました手話言語法の考え方はということでございます。手話言語法制度を求める意見書の提出に関する請願については、一昨年の第500回の遊佐町議会定例会において全会一致で採択され、関係省庁の大臣に意見書が提出されたようではありますが、同様に全国の都道府県と市町村議会の99.9%が国に意見を提出しているという状況のようであります。

このような状況にあって、いまだ国による手話言語法の制定は行われておりませんが、地方によっては手話を使用できる生活、労働環境や手話を習得する教育環境の整備を進める手話言語条例を制定するところも出てきております。7月15日現在、全国で9つの県と43の市や町で条例化しているようですが、東北では福島県の郡山市のみの制定にとどまっているようであります。自治体による手話言語条例について、これまで制定したところを一部見てみますと、手話を一つの言語と認め、尊重することや手話を普及させることで聴覚障害者やその関係者の暮らしをよくすることが基本となっているようであります。これらのことは条例化するまでもなく、普通のこととして現在も取り組まれているところでありますので、早急な条例化については今のところ県内の様子を見ながらという形になるかもしれません。当町においても障害

者手帳を持つ聴覚障害者が4月1日現在62名おられます。年齢的には18歳未満が1名、18歳から64歳の方が7名、65歳以上の方が54名であります。障害の程度では特別障害の方が15名となっており、残りの方が普通障害となっております。

このような状況ですので、現在は条例化するというよりも、まずは障害のある方に必要なサービスを提供するというのを第一義的に考え、例えば手話通訳ボランティアを派遣する意思疎通支援事業などを既に実施しておりますので、さらに充実していきたいと考えているところであります。具体的には遊佐町コミュニケーション支援事業になりますが、この事業は意思疎通を図ることに障害がある聴覚障害者と、その相手方との意思疎通を介在する手話通訳者の派遣を行うものであります。意思疎通の円滑化、社会生活上での利便を図り、聴覚障害者等の福祉の向上を図ることを目的とした事業で、地域生活支援事業のメニューの一つとして実施しているところであります。

なお、遊佐町コミュニケーション支援事業実施要綱は、平成18年の制定時から一度も見直しを行っていないことから、派遣可能な事業内容等現状にそぐわない点多々ありますので、近隣市町の状況を参考にしながら、今後改正する方向で検討してまいります。

また、障害者基本法に全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることとうたわれておりますが、まずはこれまで実施しておりますコミュニケーション支援事業の見直しによるさらなる充実を図ることを前提とし、手話言語条例の制定に関しましては、他市町村の動向をしっかりと見てまいりたいと考えております。

いずれにしましても、豊かな言語やコミュニケーションが織りなす共生社会の形成には、手話言語法の日も早い制定が望まれますので、国の早期対応を求めるところであります。2020年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。東京パラリンピックを一つの契機として障害のある人もない人もともに生き、支え合う共生社会の実現となるよう、私どもも町の障害者施策に取り組んでまいりますので、皆様のご協力等よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） それでは、私のほうから再質問という形でさせていただきます。

ただいまは答弁いただきました。午前中の議論の中にも若干ありましたので、多分重複することが多々あるかと思えますけれども、そこはご了承いただきたいなと思っております。

まず、最初にセミナーハウスです。これ私も泊まったときありますけれども、なかなかみんなで川の字になってごろ寝しながら、ああでもない、こうでもないと夜遅くまで語り合うには非常にいい環境というか建物だったかなと思っております。答弁の中にもありました大学等がゼミや合宿で使うと。コテージまでいかないまでもやはりちょうどコテージとキャンプの間ぐらいの施設としての位置づけになるような施設があれば、非常にまた違った形で誘客につながるのかなと思っております。特に西浜のコテージ村、行政報告書、ずっと個々のやつも見て出したのですけれども、極端にやっぱり落ちていないのです、利用客が、極端に。ほかのところだとやっぱり天候に左右されますので、かなりガタンと落ちる場合があります。例えば山だったりキャンプもそうですね、テントでの生活になりますので、やっぱり天気が悪い、雨降っ

たりするとなかなか避ける場合がありますけれども、コテージなんかだとちゃんとした建物というところもありますので、非常に利用率が高いまま推移しているのかなと見ております。こういうところからセミナーハウスがなくなったことで、多少なりとも誘客または夏のレジャー、これに対して少しならずとも影響があるのかなと思っていますけれども、この辺の影響は今年度夏のシーズン、大体終わりかと思うのですけれども、実際解体した後の影響みたいなものはいかがだったのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

セミナーハウスは先ほどの町長答弁にもありましたとおり、なかなか利用しづらい施設になってきたと、要するに現状に合っていない施設になってきたということで、利用客が減ったために解体したわけでございますので、観光という面に関しましては、そこは余り影響が出ていないのではないかというふうには感じているところであります。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） といっても1棟の話ですから、そんなに大きい影響があるものではないかとは思いますが、私の地元であります吹浦、5月には祭りがあります。結構あちこちからみこしを担ぎに来ていただくという方がたくさんおられます。中でもセミナーハウス、1つは安く泊まれる、もう一つあぼん西浜という温泉施設が近くにある、非常にやっぱり利便性がいいということで利用されているふうに聞いております。こういうことも考えれば、コテージまでいかないまでも、ああいう施設というのは重要だったのかなと今でも思っているのですけれども。

跡地を先日もちょっと見てきたのですけれども、ちょうど跡地が結構ただっ広くあるのです。ここを使わないのはもったいないという気は確かにしています。ちょうどすぐ隣がキャンプエリアで、それもペット同伴のキャンプエリア、特に犬が多いのだと思います。私の友達でもやっぱり旅行行くとき、ペットの犬を大事に抱えて行かれる方、結構いるのですけれども、例えばそういう方々に対するキャンプ場とはまた違ったコテージに近い感じで施設なんかあっても、結構利用される方があるのではないかなと、それも夏だけではなくてこれからの季節もそうですし、冬もそうなので、そういう形で人を呼び込む、また旅館とかホテルとは違った形の安価な宿泊施設というのも重要かと思うのですけれども、例えばそういうペット同伴の宿泊施設的なものの重要性というのは要望として町に寄せられているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

ペット可の状況はさておきまして、今現在先ほど町長答弁にもありましたとおり、セミナーハウスをことし6月解体をさせていただきました。解体したその建物は約60坪です。土地があそこキャンプ場で広いわけですが、セミナーハウスとして使用していた部分については約100坪ほどということでございまして、今現在コテージを検討しているということで、産業課の所管ではありますけれども、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業という事業を使って今できないかということで検討中であります。今現在あるコテージにつきましては、大体大きさが16坪から20坪ほどありますので、セミナーハウス跡地に建てるとすれば約3棟ぐらい建設ができるのではないかという考えでおりますけれども、今議員から指摘が

あったとおり、例えば完全なコテージタイプではなくて、ゼミ、合宿ができるような間取り、それとペットが可能な、ペットについても今の若い人方、意外とペット同伴で生活をされているという方は非常に多いです。そういった需要も一定程度見込めるという考えもありますので、ペット可については町の考え方次第でできる部分もありますので、その辺も含めて農山漁村活性化プロジェクトの事業で取り組めるのかどうか、そこを少し検討させてもらいたいと思います。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 今課長のほうから答弁ありました。非常にありがたいかなと思いながら聞いていました。

やはりある程度生活に余裕がある、または家族連れなんかになればコテージタイプのほうがいいのでしょうけれども、大学生がゼミとか合宿とかで使えるような安価な施設もあれば、これで大学4年のうち例えば2年くらい続けて遊佐に来てもらうと、遊佐いいところだよねとなってくれば、その後も当然期待できますし、実際来られている方もいるようでしたので、そういうところでは観光もそうですし、移住、定住した農山漁村の活性化という部分でも、いろんな形でつながっていくのかなと思っておりまして、ぜひこの辺は今々すぐという話ではないのでしょうかけれども、検討してもらいたいなと思っております。

ついでとっては何ですけれども、行政報告書いろいろ見ていて思ったのですけれども、この中で今回セミナーハウスが一番きっかけだったのですけれども、似たような形、観光施設のカテゴリーで上がっていたのは滝ノ小屋、同じページに同じ表の中で上がっていたのですけれども、滝ノ小屋がありました。午前中の質問の中でも山岳観光だとかの部分のお話があったようです。きのうの委員会の中でもお話しありました。ちょっとこのとき見ていたのですけれども、意外と滝ノ小屋日帰りの利用というのが非常に少ないなと思って見ていました。特に平成23年、ここからは日帰りのデータがゼロという形が続いておるようです。セミナーハウスもそうなのですけれども、こういうやっぱり滝ノ小屋みたいな山小屋も利用施設としては安価な形で利用できる。私のような山登り全くの素人、何年かに1回行くか行かないか、私も小学校以来しばらく山登りという形では行っていませんし、うっかり行くとヘリコプターを呼ぶような格好になってしまうと世間に迷惑がかかるので行かないようにしているのですけれども、こういう人たちが簡単にいけるような、頂上まで行かなくても途中まで行って山登りを楽しんでいただく。こういう施設も重要なのかなと思っているのですけれども、これもセミナーハウスにつながるのでしょうかけれども、この辺利用客が非常にいないという状況をどのような形で今分析しているのか、していない部分もたくさんあるかと思うのですけれども、どのように感じているのか、少しわかる範囲で結構ですので、お願いします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

滝ノ小屋の日帰り客が減少しているということの理由という話であります。なかなか分析は難しいのかなとは思いますが、午前中の質問の中にもありましたとおり、山頂小屋の整備がある程度進んでいるという部分と、あと鳥海山荘の施設の影響、そういったものがあって減っているのかなと。やっぱりお客様さんがゆっくり温泉に入りたいという需要といいますか、そういった登山客がふえているのかなというふうには感じているところであります。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6 番(赤塚英一君) 公式に出ているデータを見ているだけなので、非常に全てが全てわかるわけではないのですけれども、例えば御浜だったり、今回滝ノ小屋が出ています。あと午前中話していただきました河原宿、河原宿もしばらく使っていないということで非常に劣化しているという話を聞きました。大平に関しては山小屋の部分はもう撤去になっているはずですが。こういうのを考えると、例えば大平山荘みたいな宿泊施設にちゃんとして泊まるまではいかなくとも山を楽しみたいね。頂上まで行って1泊する、そこまではできないけれども、途中まで行って楽しんできたいよね、日帰りで行けるところまでなのだから、途中中なのだけれども、そこまで行って山の雰囲気を楽しんで帰ってきたいよねと、多様なニーズは多分あると思うのです。この間もたまたまテレビぱつとつけたときに、ほんのちょこっと流れてすぐ別の場面に切りかわったのですけれども、山小屋で例えばうどんが食べられるとかおいしいコーヒーが飲めるとか、そういうところに行って帰ってくるというようなことをされている方もいらっしゃるようでしたので、鳥海山もその辺もう少し、いろんな制約、難しい部分はたくさんあるかと思うのですけれども、そういう部分も少し考えていけば、もっともっと観光客がふえるのかなと思うのですけれども、この辺課長、いかがでしょう。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

今御浜のトイレも計画的に、ことし入札不調になりましたけれども、補正をさせていただいて対応する予定であります。鳥海山観光につきましても、ジオパークがもしあした認定になればさらに拍車がかかって登山客がふえていくという状況になるわけでありますので、御浜のトイレだけではなく、そういった周辺環境の整備も一定程度積極的に進めていかないと、そういった需要には耐えられないのではないかというふうには考えております。

河原宿についても今現在劣化といいますか、壊れてしまって使えない状況でありますけれども、先般町長のほうから指示をいただいておりますし、酒田、それから神社、本町において協議をなささいという指示もいただいておりますし、県に対しても平成29年度の事業に県単の事業に対して整備のほうをしていただきたいということで要望を、これ事務段階でありますけれども、提出をしているということで、そういったことを含めて鳥海山一帯の整備を進めていきたいというふうに考えております。

議長(堀 満弥君) 6番、赤塚英一議員。

6 番(赤塚英一君) るるご答弁いただきましてありがとうございます。なかなかこういうのはいろんな制約があるので、なかなか町単でできない部分たくさんあるかと思えます。しかしながら、やっぱり観光も非常に重要な産業の一つとなっている遊佐町としては、この辺も少し考えていかなければならない部分だと思っていますし、先日たまたま車の中でラジオをぱつとつけたときに言っていたので、メモしたわけでもないですし、単なる記憶だけを頼りに今話しするのですけれども、間違っていたらごめんなさいの世界なのですけれども。人が1人住むのと観光客が23人宿泊を含めてくるのが大体同じぐらいらしいのです。実際数字、もしかすると間違っているかもしれないので、そこは時間があるときに私また調べてみたいと思うのですけれども、あくまでらしいの世界なので、この辺はご容赦いただきたいのですけれども、そういう話もあるらしいので、移住、定住となるとなかなか難しいのでしょうかけれども、観光という形で人が動くということになれば、間接的にもいろんなところでお金が回るといことも考えられますので、

ぜひ考えてもらいたい。

特にセミナーハウスに関しては町が今年度撤去した建物でございます。土地も今あいている状況そのまま続いていますので、これは非常に取りかかりやすいのかなと思っています。あとはキャンプ場内の道路の利用の方法、ここを町道として通れるようにしていいのかなどうか、こういうところもあるのでしょうかけれども、そういうところも含めていろんな制約なんかあるのでしょうかけれども、ぜひ頑張ってください、せっかくある土地です。下世話な話ですけども、お金にかえるのも一つの方法かと思うので、単に売却ではなくて、そこからお金を生み出すような方法を考えていただければと思っておりますので。その辺ざっくりで結構です。町長、何かご所見あれば。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 町として解体撤去したということ、それだけではやっぱり行政としては不合格だと思っています。次どうするのかということをやっぱり議論していかなければならないと思いますし、今のコテージの混雑、混みようという本当に都会からのお客さんなかなかとれないと、地元の人でもとれないと、お叱りはいただいています。それらについてはやっぱり、たしか農林水産省の補助事業でセミナーハウスはつくったはずですから、それら等の補助事業をどのように取り入れるかということも含めて振興計画にも入れなければならないことだと思っていますので、それらまずは現場での話し合いをしながらですけども、やっぱり観光協会等いろんな組織と話し合いの上で進めていかなければと思っています。ただ、思ったからすぐやる、格好いいのですけれども、やっぱり協議の場を設けて一緒に合意してやるということをやらないと、次につながっていかないのではないかと。

以上です。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） この後振興計画が議論されるわけですけども、その辺も含めて今後いろんな形でいろんな場で協議検討していただいて、できるだけ町に対してメリットになる結論を出していただければと思っておりますので、よろしく願います。この項に関しては以上で終わらせていただきます。

続いて、手話言語法です。こちらもおとし議場の中で請願という形で取り上げさせてもらいました。たまたま縁ありまして請願の紹介議員としてここで話させてもらいました。それもあってなのか、先日はさきの選挙で当選されました今井絵理子参議院議員と議員になる前ですけども、ちょっとお話しする機会がありまして、非常に手話に対していろんな造詣が深いものですから、いろいろ話させてもらいました。そういうこともありまして、今回ちょっと取り上げさせてもらったのですけれども。

手話言語です。聴覚障害、現在町内に先ほどご答弁の中にもありましてとおり、六十数名です。ほとんどが65歳以上の高齢者です。なかなかこれから言語法の法制化というのは町にとっては非常にメリットといえますか、少ないかと思うのですけれども、一つの障害者への関心を持つきっかけになるのかなと思っていますのですけれども。先日も私はちょっと用があって酒田であるお店で長椅子に座ってぼっと雑誌なんか読んで時間潰したのです。隣の人が非常に動く方なのです。何かこんなふうに一生涯懸命動くのです。何しているのかなと思って、最初別に見るわけでもなく見ていたのですけれども、よくよく見たら手話で会話していると。これ手話というのを多分私自身が知らなかったら何だこの人はというところで、多分不満しか持たなかったと思うのですけれども、手話ということを知っていることによって、この人手話で話し

ているのだと納得できたというところがあったもので、今回こういう形をとらせてもらったのですけれども、そういう啓蒙活動としての手話の法制化というのは必要かなと思ったのですけれども、その辺啓蒙としての、手話の実態をどのくらい知っているかというのを、なかなか数字ではわからないでしょうけれども、課長のほう多分、私の顔を見てにやにやしていますけれども、佐藤課長にはその辺、感覚的なもので結構なのですけれども、どのように感じているか、少しお願いします。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

手話通訳者のサークル等についても現在町のほうで把握している団体等もございませんで、ただ今のご質問にもありましたとおり、あらゆるメディアを通して県知事の会見でありますとか、菅官房長官の記者会見とかいろいろ手話通訳をする方の機会が多くなってございます。庄内地区におきましても、酒田市あたりには手話通訳のグループ、サークル等もあるかと思うのですけれども、我々が特に目にしているものについては要約筆記の会もございまして、いろんな県の福祉大会でありますとか、さまざまな大会で手話通訳の方とそういう要約筆記の団体の方が出まして、大会の運営に協力をしているという状況でありますので、そういう必要がどんどん迫られてきている中でもありますから、町のほうとしてもまずはそういったボランティアサークルみたいな団体についての育成にもこれから力を入れてまいりたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） ありがとうございます。現状はそんな感じなのかなと思っております。

ところで、これも行政報告の、まだ27年度出ていないときに私も個人的にいろいろまとめさせてもらった数字があるのですけれども、本当に手話が必要な方というのは本当にわずかなのです、町内に関して言えば。さっきあったとおり本当に1桁台。特に若い18歳未満なんていうのは1人、2人の世界なので、二一ズとしては本当に少ない部分かと思うのですけれども。ただ、障害者手帳、これも発行している数たくさんあるわけですが、これ見る限りでは5級、6級クラスは非常に少ないことは少ないのです。それでも障害者手帳を持っているので、軽度と言っているのかどうかというのは非常に疑問はあるのですけれども、障害者手帳を発行している中でも軽度と言われる方々というのは本当に少ないのですけれども。ただ、この人たちが重くなる、例えば今補聴器をしている子供たちなんかは時々見かけますけれども、その子供たちが例えば補聴器のままいけるのかどうか、もっと悪くなるのかもしれない、逆によくなるのかもしれない。これは先のことなのでわからないのですけれども、その子供たちが最悪の場合になっても対応できるような状況というのは常につくっておくべきかと思うのですけれども、特に聴覚障害というのは皆さんご存じのとおり耳が聞こえないだけなので、非常に見た目はわからないのです。例えば肢体、車椅子なんか使って不自由されている方は見た目で見えるわけです。視覚障害もそうなのです。白い杖を持っていますから、意外とわかりやすいのです。でも聴覚って、私も何人かおつき合いさせてもらったのですけれども、わからないのです、見た感じでは。我々と本当に変わらないのです。そういう人たちが突然身ぶり手ぶりで手話なんかやられた日には知らないといびっくりしてしまうのです。そういうのをやっぱりなくするためにも手話というのを身近に感じられるような状況が必要なかなと思って、今法制化というのは必要ではないかなと、町でどう考えていますかということで質問させていただきました。

実際、これ健康福祉課長に聞いたほうがわかるのか、それとも教育課のほうに聞いたほうがわかるのかわからないのですけれども、特に子供たち、中高生ぐらいの年齢だと思うのですけれども、いろんな意識はあると思うのです、障害者に対する意識というのは高いと思うのですけれども、やっぱりわからない。聴覚障害に対する意識ってどうなのかなというのは非常に私疑問に思っているのですけれども、たまたま近所の子供になんとはなしに聞いたのですけれども、余り意識ないようなのです。やっぱりわからないのです。だからそういうところをやっぱり啓蒙する、知ってもらう部分として法制というのは必要だと思うのですけれども、実際のところ健康福祉課が一番福祉的なものに関しては身近なところにいるわけですし、いろんな形でボランティアの学生なんかともお話する機会あるかと思うのですけれども、どんな意識を持っているのか、わかる範囲で結構ですので、いかがでしょうか、

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに障害者に対する施策については、障害者基本法が制定をされましてからいろいろな変遷をたどってきております。もう四十何年以上たっているわけでありましてけれども、それにしてもこの4月に障害者差別解消法というものが施行されました。なぜわざわざ今になってそういうものが出てきたのかということと考えますと、やはり障害者に対する意識というものが少なからず差別という形でまだまだ残っているということが言えるのかと思っております。それで国のほうで新たに障害者基本法の第4条をさらに明確化したものとして、障害者差別解消法というものをまた制定したという経過もありますので、学校関係もいろいろ道徳やいろんな機会を捉えまして、そういった差別的なものはなくして、ともに障害を持っている方も持っていない方も一緒に生活していくということは基本となっているわけでありましてけれども、そういう教育も行われているかと思いますが、それが完全に意識改革につながっているかということ100%そうはなっていないというのが現状のようでありますので、国のほうでも新たにそういった差別解消法なるものを施行しているというふうを考えているところであります。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 今の課長の答弁の中にありましたけれども、やっぱり意識改革、この辺が重要なかなと思っております。私も時々仕事を含めて、遊びも含めて東京へ遊びに行ったりするのですけれども、よく電車に乗りますけれども、先日ネットのほうにも出ていました。二ニューにも出ていました。ヘルプマークとかという、妊婦さんとかそういう体が大変な方が持っているマークがあるらしいのですけれども、やっぱり知らない方というのはいっぱいいるのです。特に我々ふだんそういうところに接しない、電車といっても酒田に行くぐらいしか通学でしか乗らないというような状況、本当に不特定多数の人とたくさん触れ合うような状況下で電車に乗るようなことはありませんし、バスも同じようなものです。そういうところではやっぱりいろんな大学へ行ったり、夢を持って就職したりという形で子供たちが東京に行く、また都市部に行く、そういうときにそういうマークを知っている、知らないだけでも多分意識全然違うと思うのですけれども、そういうのを知ってもらいたい、考え方の一つとして今回ちょっと取り上げさせてもらいました。

通告はしていないのですけれども、教育課のほうでその辺に関して何かご所見があれば、少し伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

障害者のいわゆるこういったことにつきましては、教育関係においては当然そういった教育活動として支援をするというふうな立場でしっかり対応しているということでありまして、事やはり社会的生活の中であるいはそういうところで触れる機会があるかということ、やはり遊佐町内においては特にやっぱり少ないのだろうなというふうに思っております。私自身もことしの夏も手話で話しかけられましたが、全然わからないものですから、大変失礼な対応をしてしまったというふうなことでは反省しているわけですが、そういった教育現場においても子供たちがそういったときに、言ってみれば戸惑うことはあっても、そういった差別につながるような対応にならないような、そういった配慮をやっぱりしていく、あるいはそういったことを子供たちからやっぱり学んでいただくというようなことが必要であるというふうに思っているところでございます。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 済みません、突然振ってしまって、ありがとうございます。ご答弁ありがとうございました。

突然やっぱりこういうことがあると非常に戸惑う、戸惑わないためにはやっぱり知識としては知っておくべきかなということがありまして、若干外れましたけれども、教育課のほうにもお聞きしました。

時々見かけるのですけれども、町内でも白い杖をつかれて歩く方いらっしゃいます。先日ニュースのほうに出ていましたけれども、白い杖を持っている人がトントントンとやる行為があるそうなのです。困っているから助けてくれという何か合図らしいのですけれども、よくわからないのですけれども。それを聞いたままご年配の、記事上ではおじいちゃんとなっていましたけれども、うるさいとどなったと。差別ではないのでしょうか、無意識で多分出たと思うのですけれども、悪気があって言ったわけではないのでしょうか、やっぱり知っていると知らないとは非常に違ってくると思うのです。例えば車椅子みたいにあからさまにわかる場合だったらいろんな対処できるのでしょうかけれども、特に聴覚障害というのは本当にわからないのです。多分高橋課長が夏話しかけられたという話されたのですけれども、手話で話しかけられる前までは多分気づかなかったと思うのですよ、この方が聴覚障害だというのは。多分同じだと思うので、そういうところをぜひ皆さんから知ってもらいたい、理解してもらいたい、そういうところでこの題を取り上げてみました。

町長からも少し最後、締めの部分になるかと思うのですけれども、ご所見伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、自分の地元にかつて商売していましたので、いわゆる聴覚が障害のご夫婦が私の地元に住んでおりました。私は彼とは筆談で話をさせていただくということもありました。そしていろんな会議でやっぱり手話通訳者の方が隣でしっかりと町の社会福祉協議会の活動のときに陪席していましたので、このような形がしっかりと町としてはあるのだねということを非常にうれしく思いましたし、その友達という方はねんりんピックの50代ですが、大変な全国大会にも出るような非常に活発な方でありますので、彼と筆談をしながら町の情報をいろいろ交換するという、そんな機会を身近に得てるというこ

とは非常にありがたいと思っています。

ただ、その方特定だけではなくて、やっぱりいろんな障害の程度もあるのでしょうかから、それらについてやっぱり行政としてノーマライゼーションの実現のためにはもう少し手厚くできればいいのかなと思っています。国の制度も十分整ってくると思います。特に今リオでパラリンピック開幕でありますけれども、4年後の東京オリンピックのときにやっぱり国を挙げてオリンピックのみならずパラリンピックにも国としてしっかり取り組むという姿勢、国は示しておりますので、その辺の施策に期待するところであります。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 今町長からありましたパラリンピック、きょう早朝から開幕してやっているようです。個人的にはマダーゲームと言われる車椅子ラグビーが一番見たいなと思っているのですけれども、やっぱり知らないと知っているとは全然違うと思います。2020年になれば東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということは、都内のみならず、日本各地にいろんなアスリート、またその関係者、各国からいろんな方が来られるかと思えます。そのときやっぱり知識としてちょっとでも知っているとなれば、対応の仕方は全然違うと思います。全く知らないと拒絶が先に出てしまうでしょうけれども、多少なりとも例えば聴覚障害を持っている方への対応というのはこうするのだよという、知識としてだけでも結構です。知ってもらえれば一番いいかと思えますし、条例化してもらって、手話というものをみんなが学べるような環境というのをつくってもらえればなおさらいいのかなと思っています。

聴覚障害に関しては、先日も何か居酒屋さんで聴覚障害を理由に入店を断ったというので、チェーン店の大きい居酒屋さんが非常にバッシングを受けて謝罪しているというような状況もあったようです。やっぱり知っていると知らない、これにはすごい大きな差があると思いますので、これを機会にぜひ福祉のほうでもそうですし、教育課のほうでもそうですし、ぜひ手話というものをいろんな形で知ってもらって、できれば条例化、法制化というのに少しでも力になれるような体制づくりをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

議長（堀 満弥君） これにて6番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 通告に従いまして、町の若者向け住宅施策はどこへ向かおうとしているのかお尋ねいたします。

去る7月27日に開催された議員全員協議会において、遊佐町民間活力賃貸住宅建設促進事業についての説明が企画課よりなされ、8月15日から今月2日まで応募登録の申し込み、受け付け期間となっております。この事業は、町当局の資料によれば遊佐保育園東側の旧ゆざ交通跡地、約2,000平方メートルの町有地に若者、子育て世帯の定住に資するアパート、マンション、戸建ての賃貸住宅を建設し、経営する事業者をプロポーザル方式で募集するものとされています。

一方、今議会には3月定例議会で否決となった子どもセンター北側の若者定住住宅建設地の用地取得に関する件がそっくりそのまま上程されております。いわゆる訴訟問題に大きな進展があるならまだしも、そうではないとされる状況での全く同じ議案とは、それだけで理解に呻吟しますが、今般の遊佐保育園東

側の民活賃貸住宅の件によって、さらに若者定住住宅建設事業の位置づけがわからなくなり、ひいては町全体の若者向け住宅施策が不透明になった感を持っております。なぜならば、7月27日の全員協議会でも多少は町執行部とやりとりはしましたが、そもそも町当局においてこの町で必要とされる若者向け住宅の全体像、特に戸数が把握されていないと思われるからです。そのような状況で建てるだけ建てる、将来に禍根を残さないのか、不安を禁じ得ません。

また、同じ全員協議会では建設から久しい遊佐町字田子の町営住宅の代替に民活賃貸住宅を位置づけたとの執行部からの示唆もありました。もし町営住宅の代替であれば重要な案件であり、これはこれで基本的には独立した計画を立てて向かうべき性質のものと考えます。町営住宅は必ずしも若者だけを対象としたものではなく、議論を一緒にたにすべきではないはずで。

町は一体、町全体の若者向け住宅の必要数をどのように捉えており、そしてどのような事業ごとの計画で、その数字を内容を伴って充足していこうとしているのか、具体的にお聞かせ願います。

次に、筒井議員、阿部議員の質問と隣接しますが、臂曲地区吉出山岩石採取事業の新たな事業申請について、幾つかの論点につきお尋ねいたします。過去に類似のやりとりが一般質問等でなされたこともあえてお聞きすることもあるかもしれませんが、時間の経過の中で変化していることと変化していないことを確認するためですので、よろしくお願いたします。

現時点で私が知り得る最新の情報は、7月25日に現在の操業中の事業者から、現在の認可期間後の採石について事前協議の申請があり、8月4日に理由は不明ですが、その事前協議の取り下げ文書が出され、現時点では今後については表面上白紙になっているということです。しかし、状況を総合勘案すると、遠からず再び事前協議や認可申請の申し入れをされると思われ、その前提でここでは話を進めます。

確かに現時点で事前協議は白紙状態なので仮定の話にはお答えできないとおっしゃりたいかもしれませんが、しかし、遊佐町にとって宝の山である鳥海山を保全するため、法令や条理に反しない、ありとあらゆる手段をもってこれ以上の採石をストップさせたいと本心から願うならば、一般論ではなく、この場でそれ相応の心意気をお示しいただくことはできると考えます。

そこで、新たに認可申請がされた場合、町はどのような方針で臨むのでしょうか。踏み込んだ答弁を期待して壇上からの質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から1番、齋藤議員に答弁をさせていただきます。

私は町長就任以来、住宅政策についてはまずは民間の力をおかりしながら、そして民間との競合に配慮しながら、定住賃貸住宅の支援制度も新たに整えながらこれまで進めてまいりました。その間には 議会の皆さんからは幾度となく、やっぱり町が積極的に、主体的に若者の町営住宅をつくるべきだという提案を数度となくいただいていたところでもあります。そんな関係上、私は我が町の定住促進計画を22年から準備をし、24年度の25年1月に定住促進計画を整えて、そしていよいよ町が主体的に整備を行う番と、財政も整えながら若者町営住宅建設事業について、まさに25年度からアンケート調査を行うなど、準備万端進めてきた事実であります。

残念ながら、現在購入予定の一部用地の訴訟問題により事業が中断しておりますが、これまでも説明してきましたとおり、当事業は定住施策の最重要事業であることから、事業計画の基本部分については変更

とせず、用地取得などできるところから事業を進めてまいりたいと考えております。そして、私はよく若者定住については、あれかこれかの選択ではなくて、あれもこれも進めない町は減少はとめられないと、そのように庁舎内では指示をしているところであります。若者向けの住宅施設については、子育て世帯であるため、若者の移住、定住を最大の目標にし、その実現のためにこれまで対策を講じてきたところでありますが、なかなか人口減少に容易に歯どめがかからないというのが最大の悩みであります。現在進められている町有地の有効活用、いわゆる町有地の有効活用に関する委員会の経過を経て、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの活用による民間事業の力をおかりした形の賃貸住宅等の整備事業、遊佐町民間活力賃貸住宅促進事業もその一つでありますし、これまでの定住住宅建設整備支援事業についても継続する考えであります。

そこで議員ご指摘の若者向け住宅の戸数把握についてであります。実際必要な戸数の調査は行っておりませんが、ここ3カ年の当町に届け出のあった結婚組数の調査では、年平均46組ほどでありました。結婚した方々が全てがアパートを希望されるわけではありませんが、単純に10%から20%の方々が新居としてアパートを希望された場合、年間に5戸から9戸程度必要ということになります。若者定住町営住宅の計画戸数は8戸でありますので、一、二年で満杯となる計算ですので、入居状況により増設をする計画であります。現計画における建設用地の取得面積については増設も見込んだ面積となっており、状況に応じた対応が可能と考えておりますし、そのような対応ができるように準備を進めてまいりたいと思っております。

取得した用地が小さくて2回目、3回目の事業が展開できないのであれば、それはただ、ただパフォーマンスでつくただけにすぎない住宅になってしまう、そんなおそれがあるのではないかと危惧をいたしております。

また、町営住宅の建設についても触れられていましたが、町営住宅は公営住宅法の規定に基づき低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅でありますので、今町が進めている民間活力賃貸住宅を含む若者定住住宅の建設とは切り離して検討する必要があると考えております。若者の移住、定住対策は住宅施設だけでなく、子育て環境や働き場などの多岐に渡る施策の展開が不可欠であります。今後もさまざまな場面で議会のご協力が必要となりますので、ぜひともさらなるお力添えをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、吉出山の岩石採取の新たな事業申請に関しての質問がなされました。平成25年12月に採石法の規定により、許認可された臂曲地区の岩石採取事業については、間もなく3年間の計画認可期間が満了いたします。この期間満了を前にし、事業者からは去る7月25日、同地区における岩石採取事業の継続を目的とした事前協議書が遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の規定に基づき提出されました。町としては、当事前協議書の内容を精査し、対応等を検討しておりましたが、その後8月4日に提出書類の取り下げ通知が出されたところであります。取り下げの真意は定かではありませんが、事業内容を見直して再度提出したいとの情報もありますので、その際は何よりも町の条例に基づき水循環保全審議会を初め、各方面から意見をいただきながら判断してまいりたいと考えております。現段階ではまだ書類提出がされておらず、申請内容の詳細がわからない状況ですので、答弁はこのようにさせていただきたいと思っております。

ただし、申し述べておきますが、これまで我が町では平成22年に国に対して岩石採取の法律を変えてくださいと、経産省まで要望した経緯がございます。ところが、回答では法律改正はできませんから、各県

によってそれは条例化すべしという経産省の答えもいただきましたので、山形県とともに遊佐町の健全な水循環を保全する条例を整えてきたところでもあります。それらに沿って、そして齋藤議員はたしかその条例の準備段階から委員長をして関与されたわけですから、それら町が苦勞してこれまで基準をやっと整えたわけですから、その基準にしっかりと沿って町民の皆さんの意見を求めて進めていく、これには間違いなく、それは町が決めて、町の議会が全員が賛同した条例であります。それに基づいて回答していきたいと、このように思っています。協議の書類は提出されておりませんが、提出されたときは町民の皆様にも議会にも開示する予定であります。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） そうしましたら、先に住宅施策につきまして幾つか細かい点を含めましてお聞きしたいと思います。

まず、最初に9月2日までに一応の締め切り期限でした遊佐保育園東側のプロポーザル事業募集、登録申し込みの件ですけれども、当然要綱には会社名等は公表しないというふうに書いてあるのですが、応募の有無あるいは件数程度であれば発表していただいて差し支えないのかなというふうに思うのですが、申し込み状況はどのようになっているのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

民間活力の住宅のプロポーザルに対しての申請状況でございますけれども、幾つか問い合わせはございましたけれども、現在正式に申し込みはない状況でございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） そうしますと、今現在申し込み数はゼロということですので、たしか全協のときにいただきました文書によりますと、そのような場合ですと、あと随時募集に切りかえるというふうに書いてあったと思うのですが、そのことに間違いはないというふうに考えてよろしいですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

そのとおりでございます。これから随時受け付けをしていきたいというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） ということは、新たな募集期間が始まっているということだと思っておりますけれども、ただ今現在ゼロということであれば、やはりこれは全協の後、初めて開かれる議会ですので、まずここで幾つか立ちどまって考える機会でもあるかなというふうに思いますので、幾つかそれに関連してお尋ねさせていただきます。

遊佐保育園の東側の土地なのですが、今現在草ぼうぼうになって何も使われていないかということではなくて、皆さんもご存じのとおり、遊佐保育園の主に駐車場として使われているというふうに認識しております。特に遊佐保育園で何かしら行事があった場合の駐車場というのは、遊佐保育園の敷地内の駐車場では圧倒的に足りないのです、今現在そういうときにはプロポーザル事業の対象となっている土地を町有地ということもあって駐車場として使っているという状況なのですが、仮にそこが駐車場として使え

なくなると、住宅建設が現実なものになって使えなくなるということも考えられなくはないと思うのですが、そこら辺健康福祉課長としては保育園の実情もあるものですから、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに現在保育園でいろんな行事ございまして、保護者の方が参加をする場合は臨時の駐車場として職員のほうが優先的にそちらの空き地を利用させていただいているという状況になってございます。その経過については、以前は入園している児童の数が定員80人に対して110人を超える時代もございまして、そのときについてはどうしても手狭なために既存の駐車場のほかに、周りの一般道を使ってそこに片側駐車して警察からお叱りを受けたという経過もございました。そのために空き地を使わせていただいたということになっておりますけれども、今現在87名の入園でありますので、その当時から比べますと大分少なくなっているということで、保育園のほうにも確認をしておりますが、もし必要なときには保育園の西側のほうに若干、プールの脇なのですけれども、空き地がございまして、そちらにも数台車をとめることができるとい状況でありますので、今のところはそちらに若者用の住宅が建設されたときには、そういった空き地も利用しながら、今ある駐車場に対応できるということになるようですので、そういうことで対応していきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 私、保育園の入園児の保護者だからということで申し上げるわけではないのですが、実際のところことしの春の入園式、私も参加したのですけれども、言いにくい話ですけれども、来賓の方の駐車場というのが保育園の敷地に一番近いところなのです。だから意外と気づかれにくいのですけれども、そういう場合、いわゆる保護者の車というのは今の空き地のほうにとめてください。あるいは園地の外にとめてくださいということになるわけなのです。私も来賓として案内はいただいていたのですけれども、やはり保護者としての立場もあつたので、保育園の東側にとめました。そうしたところ、確かに入園者数は減っているのかもしれませんが、相当な数の車がとまっているわけなのです。過去には遊佐高校の駐車場を借りたということもあるようですけれども、でも遠くなるのは間違いありません。車がとまるということは、当然そこに乳幼児がくっついてとまるわけですので、もし仮にそこが使えなくなるといことになると、幼児福祉の観点からは少なくとも物理的に歩く距離がふえるのかなということがあるので、やっぱりそのことに関して今指摘をしておきたいと思っております。

それから、もう一つ、きのう企画課長のお話の中で補正予算の特別審査のときに出たのが、あの一带は福祉エリアだという表現が出されたような気がします。確かに考えればその前はゆざ交通が使っていたので、そこは福祉エリアではないという考えもできるかもしれませんが、例えば今後病児病後児保育のスペースが欲しいなといったときには、ちょうど保育園の東側というのは位置的には非常にいい場所かなと私は思ったりしているのですけれども、福祉エリアを、あそこの一带を拡充するために保育園の東側を使おうという考えはないのかどうか、そこも確認をしたいと思っております。健康福祉課長、お願いします。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かにそういった空き地を利用して病児病後児保育の対応をするという考えもございますけれども、今のところ保育園に併設をしてそこに看護師なり医師を配置しないとそういったことはできないことになってございますので、今のところはそういう配置もできない上では近隣の、北庄内の定住自立圏の関係でそちらのほうに広域な連携を申し出ておりますので、対応に迫られた場合はそちらを利用していただくということで行っていきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 1 番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） わかりました。今現在の町の考えとしては広域だということで、それはそれで受けとめたいと思います。

話が町長答弁のほうに戻るのでございますけれども、全体で町としての必要な戸数の調査を行っていない。だけれども、年間の婚姻数から推定すると年間5から9戸ぐらいの戸数が必要ではないかというお話でした。アパート等が5から9戸必要ではないかというお話だったのですが、子どもセンターの北側の若者定住住宅、当初8戸の計画だということも改めてお聞きしたところですが、ただ、保育園の東側にもし建物を建てる時にに関して、要綱等を見る限りですと、戸数に関しては全く書かれていないわけなのです。考えようによっては民間活力の導入なので、それは民間に任せるべきだという考えもあるのでしょうかけれども、完全に100%任せてしまうと、場合によっては乱開発みたいなことが起こり得る可能性も、私は危惧をします。なければならないのでいのでしょうかけれども。当然町としてはこのぐらいの戸数を建てたいあるいは建ててほしいなという気持ちは当然あると思うのですが、もし手を挙げる事業者がいた場合に何戸ぐらいの戸数を建ててもらおうおつもりなのか、最初何戸あるいは10年後何戸、20年後何戸という数字でも結構ですので、そのイメージをお聞かせいただきたいと思うのですが。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回募集する民間活力の賃貸住宅につきましては、ゆげ交通跡地が約2,000平米という面積を想定して募集をかけているところでありますので、物理的にそこに入るだけの戸数という形になると思いますけれども、想定としては8棟の建物が2戸できるかできないか、そこは事業者の提案によっていろんな配置、要するにアパート形式のもの、それから戸建ての形式、いろいろな提案がありますので、一概に2,000平米だから何戸というような設定はしていないということでございます。

議長（堀 満弥君） 1 番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） 戸数については8掛ける2ということで、恐らくこれは若者定住住宅のイメージがあるのかなと思うのですが、どんなものか。でも、これふたをあけてみないとわからないわけですね。実際事業者がどういう提案をしてくるかによってもあれでしょうから、そこら辺の変動の余地はあるのではないかなというふうに思うところです。

それから、もう一つ、二つ確認したいのですが、27年の1月時点での遊佐町若者定住住宅計画というのがありましたけれども、その後のことしの春ですけれども、28年3月に空き家の実態調査ということを集落支援の方が大変根気強くやっていただきました。その結果というのが出てきました。かつてから空き家は多いのではないかなというふうに言われていましたけれども、486ですか、およそ500の空き家の判明がありまして、そしてそれは恐らく想像ですけれども、今現在ふえる方向にあって、ひょっとしたら

500を超えているぐらいなのかなという危惧を持っております。当然ほとんどが民間の建物でしょうけれども、町全体の建物というふうに考えた場合に、広い意味での管理ということを考えれば、そこにおいてもスクラップ・アンド・ビルドという考えは私は当てはまる部分があるのではないかというふうに思います。多くの空き家があるわけですがけれども、全部ではないけれども、まだまだ使える、当然改修をしながらだったりするでしょうけれども、空き家もあると。そういう中で空き家の利活用として若者向けに空き家を使う、利活用する。しかも、それは集落にあったりすること多いでしょうから、集落を活気づけることになるかもしれない。そういうような実質的には若者向け住宅が誕生するかもしれないのですけれども、そういう中において今回このままの計画でいくと、2つの大きな場所で新しいいわゆる住宅団地のようなものが形成されると、そこら辺の空き家と今の2つの計画との兼ね合いはどのように理解したらいいのか、お願いいたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 集落支援員の皆さんから本当に大きなお力をかりました。それから、区長さんからも大きな力をかりました。町の全体の空き家の調査やっただきまして、我が町では9.3%、非常に県内でも少ないという形です。ただ、空き家が9.3%あるけれども、それは特定空き家になる危険性のあるもの、要は使えなくてそのまま危険な空き家になる可能性もあるものも含めての数でありますので、若い人たちがそれでは中古住宅でいいから住みますよという方が何%いるか、なかなか難しい。それは今移住、定住で空き家をお借りして、そしてリフォームして、そしてそれを住宅として今提供している事業も今進行中でありまして、町としては。だけれども、若い人たちにいろんな選択肢を与えるという意味でいけば、やっぱり町営のアパート、町が企画するアパートというのもそれは当然必要だと思っています。空き家がいっぱいあるからそれを利用すればいいのではないかという論理は、私は若者に対する認識不足と論理の飛躍があるのではないかと、このように思っています。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 先ほど町長が演壇での答弁で、あれもこれも大事だというふうにおっしゃいました。あれもこれもという中身の取り方はさまざまでしょうけれども、私もそういう認識を持っています。その中で新しい、いわゆるハイカラな住宅に入りたいという若者もいるだろうし、古民家を再生して入りたいという若者もいるわけなのです。そういう意味において私はあれもこれもという認識を持っていますので、だからどっちがいいか悪いかということではないと思うのです。だけれども、計画がそれぞれあるのであれば、そこら辺干渉しないように調整してやっていかなければいけないというふうに私は思っていますので、そのことを申し上げたかったということでございます。

あと一点、保育園の東側の件に関しまして確認しておきたいことがあります。借地借家法の定期借地権に基づいてこの事業は契約されるというふうになっております。条文上50年以上というふうになっておりますので、今回の町の考え方、50年というのは法律上一番短い期間ではあると思います。世の中的にはもっと長いのもざらにあるのでしょうけれども、ただそうはいつでも50年後に果たして、本当に申しわけないのでけれども、この中にいる人がどれだけ生きていくかということ、私があるとき92ですから、それ以上申し上げませんが、少なくとも具体的に責任をとれる人はいないわけなのです。繰り返しますけれ

ども、法律上のことですので、ちゃんと公正証書等を交わしてやるということで、そういう点は当然ちゃんとすると。あとそれと遊佐町がちゃんと行政自治体として50年後あるという前提のもとなのですけれども、やっぱり一般町民からすると50年大丈夫なのかと、不安に思う人も当然いるわけなのです。考え方によっては定期借地権ではなくて、売却するというやり方もあるわけだと思ふのです。あるいはさらに短期の借地権、定期借地権ではない借地権と、それは借り主の権利が発生したりしますけれども、プラスマイナスはあるにしてもほかのやり方もあると。そういう中において50年という定期借地権を設定した理由はちょっと確認しておきたいと思ふのです、お願いいたします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

議員が指摘するように売却という選択肢もないわけではありませんけれども、仮に売却した場合、このアパート経営を考えた場合に土地を買って建物を建てて、それで経営が成り立つことが非常に難しいという考えでございます。そのためにひとつ定期借地権という選択肢を選んだということもあります。今回売却ではなくて土地代については非常に安い値段、固定資産税相当分の安い賃貸料で50年の契約をさせていただくということでございますので、その点は事業者にとっては非常に有利な点であると。民間活力を推進する上で非常に有利だというふうに考えております。

今回50年の定期借地権を設定したという考え方でございますけれども、制度を設定するときに議論の中に30年とか35年とかそういう選択肢もございました。いろいろ法律を調べている中で、事業用の定期借地権という法律もございまして、それを使うと30年とかという設定もできました。ただ、その法律の中には事業主から町に土地を返還してもらうときに、建物が残っていた場合には町が建物を買取りする義務が生じると、そういう法律的な部分があって、町としては50年後に更地として返還をさせていただくという基本、要するに更地、現在の状況で返していただくということに考えまして、50年という選択肢をさせていただいたところであります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 考え方はさまざまあると思ふのですけれども、やはり50年というのは大きいなと。その中で当然建物も傷んでくることもあるでしょうし、いろんな意味で町の若者向け住宅の施策については、これからも注視をしていきたいと思ふます。

次の項目に移ります。吉出山の採石についてなのですが、12月議会で議論できればそれはそれでいいのでしょうけれども、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例にくっついている規則等々によりまして、協議対象事業者というのは90日前までに町に申請をしないといけないということですので、タイミングによっては12月議会で議論したのではとても間に合わない。もう既に物が決まっていほとんど意味をなさないということがあります。そう考えると、ひょっとすればですけども、今回の議会が一般質問の場として吉出山の採石問題、次の認可を議論する最後の機会になるかもしれないという認識を持っております。そういうこともあって今回3人の議員がほぼ同じテーマで質問をしております。やはりこういうことはなかなかないことだと思ふますので、それだけ重要なものであるというふうに私は認識しております。

県知事が最終的な認可権を持っております。なので、そこら辺に関しては地方分権の権限移譲を受けることも可能なようですけども、理論上可能だと聞いていますけれども、今現在遊佐町は権限移譲を受け

ておりませんので、やはり最終認可権は県知事が持っている。そういう中において県知事が不認可にしたいというふうに内心で思ったとしても、遊佐町が町としてだめですよという姿勢を明確に示さない限り、やはり県知事はよって立つところがなくなるわけですので、県知事が内心でだめだと思ったとしても、やはり認可せざるを得ないという状況になるかもしれません。そういう意味においてやはり町が、これから話ですけれども、当然町長が言うように条例にのっとった上でしっかりとだめだという姿勢を示すということがやはり非常に重要だというふうに考えておりますので、この場でそれは申し上げたいというふうに思います。

あと、何回も条例の話が出ていますので、条例を使うという話になるわけですけれども、各地で水循環を保全する条例というのがあつたりします。形態はさまざまなのですが、遊佐町の条例で特徴的なことがあります。私が思うに最も特徴的なというのは、予防原則というのをうたっているところなのです。私も全国の条例を全て調べたわけではないのですが、予防原則というのを条文上明記している、水循環あるいは水資源を保全する条例というのは、そうそうないのではないかなと思います。予防原則という言葉のほかの別の種類の条例では使っているところあるようではありますが、なかなかない。そう考えたときに、わざわざ予防原則という言葉をつくってそれを成立させた条例ですので、やはりそれはしっかりとその条文というのは活用して、生かしていくべきだなというふうに思います。

ただ、予防原則というふうに申し上げて、まだ残念ながら世の中には普及していない概念であります。例えば万が一裁判になったときに、予防原則、予防原則と言っただけで通るかということ、なかなかそれも難しいというのがあるかと思えます。そういったときに予防原則にのっとった調査というのをしてきたのかというようなことも場合によっては問われるのではないかとこのように考えております。

きのうの補正予算の審査特別委員会で横堰の流量調査の話が出されました。その調査は調査で非常に重要だと思えます。重要だと思うのですが、残念ながらその調査は予防原則に基づいた調査ではなくて、どちらかといえば結果論に対する証明だというふうに思えます。水が実際減ってしまったので流量が減った。あるいは大水が来たのでふえたという結果を証明するデータであるのですが、事前にここをいじると湧水量が減るかどうかということまではわからない調査なわけなのです。当然町としては予防原則ということをやった条例をつくった以上、私としては当然これまでの間、3年間の間、横堰の流量調査もそうですし、一方予防原則の立場からの調査ということもなされてきたのではないかとこのように期待を持っておるわけなのですが、そういう点で調査は実際されてきたのかどうかお伺いしたいと思います。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

水循環審議会のほうに提出する調査資料という意味でのご質問だと思いますけれども、まず一つは平成22年度から26年度まで、あと今年度先日補正をさせていただきました横堰の水位観測データ、これにつきましては水文学の専門家でないとな分析ができないということで、現在業務を依頼すべく打ち合わせ中ということで、これきのうの補正の中でも説明をさせていただきました。仮に近々中に事前協議が出された場合には、ひょっとしたらその分析まで間に合わないということも考えられますけれども、そこは一応参考資料として提出をさせていただくということになるかと思われま。

あともう一つ、平成25年の11月に実施しております採取場内の標高320メートル地点から湧出しております地下水と思われる水の水量調査、これにつきましても25年の調査と、あと今年度実施しておりますので、その結果については提出をしたいというふうに考えております。

あともう一つは、平成22年度に採石場を含めた町内155カ所で採取した水の水質調査を専門家に委託して分析していただいている結果がございます。これについても周辺地下水についてのものに絞った資料ということになると思いますけれども、これらも提出したいというふうに考えているところであります。

議 長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） よく採石問題を話す中で裁判をすると負けるとか勝つとかそういう非常に大ざっぱな議論になることがあります。最終的に主文としてはそういう話になるのでしょうかけれども、実は裁判の判決書きを見ると、相当細かく裁判所は事実認定をしています。その中でやはり証拠がなければそれは負けるのです。証拠があれば当然それは勝つ可能性が出てくると、そういうことがあって申し上げるのですけれども、一番最後のところで水質調査を町内百何カ所とってしたというお話がありました。それは恐らく当時の地球研の中野先生の調査、元素同位体を使った調査だったと思うのですけれども、それというのはまさに予防原則に立った調査だと思います。水がここから入ってここから出てくるので、ここをいじれば危ないかもしれないという予防原則にのっとった調査だと思います。

それから、過去に阿部満吉議員が本会議場で皆さんにお配りしたと思うのですけれども、リブアップフロント財団などがやっておりましたいわゆる毛細血管のような地下の水脈の、それは推定もありますけれども、立体した図面がありました。あれもまだまだ十分なシステムできていないという話でしたけれども、ああいうのもひとつ予防原則にのっとった調査かなというふうに思います。

そういう部分が私の感覚ですと、過去に1回中野先生の同位体による調査をしたけれども、でもその後されていないでしょうし、恐らく遊佐町内、当然吉出の周辺だとしても、サンプル数果たして十分だったのかという思いがあります。やっぱり同じ箇所であっても去年はこうだったけれども、ことしはこう、来年はこうだという経年変化もありますので、やはりそれは定期的にやっていかないと資料としてそれは十分ではないよというふうに司法判断がされる可能性もあるのかなというふうに思います。そう考えると、それやってこなかったのは私は残念だというふうに思うのですけれども、そこら辺に関してはどのように考えますか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ちょっと私今の質問に対して疑問に思うのです。裁判になることを前提として質問なさっているわけですね、今。裁判になったらの説明。だけれども、私から見れば県から意見を求められる、町はということは意見は申し上げます。だけれども、許認可権はあくまでも県ですから、町は私は被告の対象になることはないと思っています。町としてこの地を守らなければならない。町づくり基本条例にも町の役割、町民の役割、事業者の役割というのは記しています。そして、健全な水循環を保全する条例とか環境基本条例でも町の役割、町民の役割、そして事業者の役割というのをしっかりとらっています。県は町に対して意見を、25年の私岩石採取の意見についても求められたものを持っていますけれども、町はあくまでもそれらについて許認可権者である山形県に対して、町としての回答を寄せるということですので、町の条例に基づいた回答によって町が裁判を、今のお話は裁判の被告になるという

ことが前提としての議論でありますけれども、それはそのときそういう状態になったらしっかりと考えていかなければならないと思っています。まだならないものを今からどうか、どうするのだ、どうするのだと聞かれても、今まだ回答もしていない段階で果たしてそこまで踏み込んだ答えができるか。町民の皆さんが環境審議会とかいろんな審議会の団体の皆さんがどのような意見を持ってくるかもわからないうちから、議会と町でこの議場で決めてしまったとなってしまうたら、果たして町民の皆さんに対して審議会、意見伺いたいと思いますということが通用しなくなるのではないかと私は思っています。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 町が条例をつくりました。その条例の仕組みからすると、町が被告になる可能性がある条例というのは、それは町長はご存じだと思います。まずそれを申し上げたい。

それから、もう一つ、予防原則を証明するために、やはり予防原則にのっとった調査というのは必要なわけなのです。それは経年変化というのをやっぱりしっかり捉えないと、それは外部的に言えない部分ある。そういう部分においてやっぱりここまで調査をしてこなかった部分、当然調査をしている部分はある。だけれども、足りない部分がある。足りない部分については残念だったというふうに申し上げているわけでございます。

時間もなくなってきましたので、もう一点お伺いしたいと思います。今現在の協定書の中で標高320メートルという具体的な数字が出ております。320メートルより深く掘るということに関しては、基本的にないですよと、しませんよというふうな書きぶりですけれども、320メートルという線を、仮に認可申請という話になった場合に、仮の話ですので、仮の解釈をどういうふうにさせていただいても結構ですけれども、320メートルというラインというのは、今後もし協定を結ぶというようなことがあったりする場合に、また320メートルは守りますという形になるのかどうか。それともそういうのは全く白紙なのか、ちょっとそこは確認させてください。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は320メートルというラインにつきましては、私が就任して許可申請受けた時点ではその10メートルぐらいまでは掘られていました。そしてそこから水が出ていたということで、いわゆるあの土地の一番入り口のところの320メートルまでなら埋め戻してもらえませんかということから320という数字がスタートしたものだと思います。ですから、あれ以上下にきたものについて町民の皆さんが果たしてオーケーできるかといえばそれはなかなか。だってその下まで掘ったときには水が出ていたという現実がありますから、そしてそれを埋め戻していただいたという経過がありますから、それらは審議会等の意見をいただかなければならないのでございますけれども、この場としては、現状としてはやっぱりそれはしっかり守っていただきたいと思っています。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 320メートル、確かにそれ以上掘り下げたという事実があったというのは私も認識しています。ただ、そのときに、その当時遊佐町にかかわってくださった水文学の先生、町長もよくご存じだと思うのですが、320メートル付近に地下水があるということであって、320メートルまで掘っていいですよという趣旨ではないというふうにその先生はおっしゃっています。それは恐らく町長と話を直接したというふうに聞いておるのですが、やはり……

(「埋め戻しをした」の声あり)

- 1 番(齋藤 武君) 埋め戻しは承知しています。なので、認可期間があと3カ月ですけれども、320メートルという話を今確認のため出させてもらったわけです。

ことしの夏大雨がありました。一方で遊佐地区はどちらかといえば渇水、干ばつ傾向でした。水の性質は渇水と大雨と全く真逆でして、湧き水というのもまた別な要素ですけれども。ただ、水ということであれば、共通するかなと思います。昔から、武田信玄ではないですけれども、水をおさめるものは何とか制すではないですが、やはり政の要諦でしょうし、天災であっても逆のプラスの部分であっても町のために水というのは非常に大事ななというふうに思います。その点、吉出山の採石問題がやっぱり問題になるゆえんとしては、やっぱり水、農業用水、飲料水がかかわってくるかなということもありますので、やはりその点については大事ななということを改めて確認したいと思います。

それから、当然あしたどうなるかわかりません。もうあしたの今ごろには決まっている話でしょうけれども、ジオパークの話があります。

(「まだ、3時半」の声あり)

- 1 番(齋藤 武君) もうちょっとですか。そのときに当然鳥海山というものを改めて注目されるわけです。そのときにあの穴は何だというのは、よそから来た人は当然のように質問するわけですので、それに堂々とやはり町はこれこれこういう法律があるけれども、町は反対していますよと言い切れるようにぜひともしていただきたいし、するべきだなというふうに思っております。そのことを申し上げまして質問を終わります。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 大変ありがたく思います。実は国への採石法の改正の要望等、22年度からやってきたわけですけれども、条例化するについても平成22年の10月からスタートして、町の健全な水循環条例を成立するまでには25年の5月に案をつくって、6月の議会で承認いただいた、25年6月。7月1日施行、そして縦覧をしなければならないものについてはその半年後に施行されたという経過があります。これらは本当に町が提案したと今議員おっしゃっていましたが、遊佐町議会も全会一致でこれに承認をいただいたという条例でございますので、町と町民と議会一体となってこれらをしっかりと守っていくことを、ここで皆さんで確認をし合えればありがたいと思っています。

そして鳥海山・飛島ジオパーク、まさにジオ、その地形をしっかりと保全するのだ、保全活動もひとつテーマとして与えられているジオパークの協議会ですから、それらについても真摯に取り組む姿勢はしっかりと守っていききたい、このように思っています。

以上であります。

議長(堀 満弥君) これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩いたします。

(午後2時43分)

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時05分）

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 本日最後の一般質問となりました。鳥海山の観光に関しましては、午前中から3番議員、それから午後から赤塚議員、そして岩石採取に関しましては、4番議員、1番議員と大分私もネタがかぶっております。しかしながら、あすの発表、認可となれば大事な課題となるかと思っておりますので、鳥海山が好きな人間の小さな望みとしてお聞きいただければと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。まずは山岳トイレについてご質問をいたします。平成28年に8月11日が山の日に制定されるなど、山岳登山への関心が高まっております。一時期は山ガールと称される女性の登山客がふえた時期もありましたが、最近の傾向として若い男性、いわゆる山ボーイの登山客もふえているように感じます。いずれにしても、若い世代の登山客で今後も花の多い鳥海山を訪れる登山客はますますふえるものと思います。

ところで、山の日となった8月11日、まさに夏山登山のピーク時、山頂のトイレは利用者の増加により飽和状態でありました。幾つかバイオトイレの故障で使用できない状態で、利用者には不自由な思いをさせたことと思っております。そこで今後山頂トイレ、特にバイオトイレの運用に関して改善策を考えているのかをお聞きいたします。

一方、昨日の補正予算が議決されたことにより、御浜のトイレの改修事業も再度の入札へと進められますが、今度は速やかに入札を終え、改築がなされることを願います。ところで、山頂のトイレと同様に、利用者の多い御浜のトイレは当初計画の規模でよいのかどうか、心配になってきております。山頂を目指す登山者と御浜、鳥海湖を目指す登山者はほぼ同数と見ています。となれば、御浜のトイレの利用者は山頂の約2倍と単純に推察されます。トイレブースの数やくみ取り式のタンクの容量などの見直しも必要になってくるかと思っております。ジオパークに認定されればますます登山客がふえることとなります。今後の登山者の増加を見越した計画をお願いいたします。

次に、採石事業について質問いたします。吉出山の採石事業について山林としての復旧緑化について質問をいたします。西山の山砂採取でも課題となっておりますが、採取事業後の復旧緑化についてはなかなか技術的にも困難な課題であると認識しております。まずは監理委員会で話し合われている協定書の項目で、緑化復旧についてはどのように考えられているかお聞きしたいと思います。そして採石事業の認可期間が満了に近づいている現在の復旧緑化の状況はどのようになっているのか、監理委員会での報告や現地踏査の状況をお知らせいただきたいと思います。

さらに、周辺自然環境の保全について質問をいたします。1つは、白井簡易水道への影響はなかったのかどうなのか。また、重要な農業用水となる横堰への影響はなかったのかをお聞きいたします。採石事業の上部には貴重な生物が生息する湿地帯があったり、個人が所有する山林がありますので、それらへの影響は確認されているのか。例えば矢びつ上部の国有林の伐採で二ノ滝登山道の水場として知られておりました森の清水の湧水が枯れたという現象もあります。採石による周辺への影響は今後も予断を許さないものと考え、壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 514回遊佐町議会定例会一般質問、本日の最終質問者であります7番、阿部議員に答弁をさせていただきます。

まさに鳥海山ジオパークということで、これまで夏山、蔵王がナンバーワンで月山が2番で鳥海山が第3位という登山の皆さん訪れ方が大分長く続いておりましたが、近年は登山ブームでも特に鳥海山を訪れる方が今県内一、27年度の統計で26万人と言われておりますし、あと20万人ぐらいが月山で、今蔵王がちょうど噴火等の問題があるものですから、非常に蔵王が少なくなっているという状況で、我が町にとりましては登山ブームを含めて鳥海山誘客促進の取り組みが少しずつ実っているのかなと思いつつ、また天気も非常に恵まれたこともあって、多くの登山者が鳥海山を訪れ、登山を楽しんでいただいたようであります。

鳥海山山頂には平成19年に建設したバイオトイレが設置しておりますが、設備としては夏山シーズン前に開設するバイオトイレが5基、そして春から秋まで利用できるくみ取りトイレが大小兼用1基と小使用1基があります。システムや機械の点検メンテナンスは業者に委託して管理を行っているほか、山頂で山小屋を運営している鳥海山大物忌神社に登山シーズン中、日々の清掃などを委託して管理を行っております。バイオトイレは1日に処理できる数量が決まっており、便器ごとに1日当たりの使用回数は100回を超えると赤ランプが点滅し、自動で施錠され、使用中止になる仕組みになっております。その際は、他のあいている箇所やくみ取りトイレを使ってもらうことになり、8時間後に再度使用できるようになると伺っております。しかし、夏のピーク時に使用できない便器があるのは困るので、清掃管理を委託している鳥海山大物忌神社よりリセット動作と手動での開錠をしてもらい、登山者の使用に供しております。この使用回数については設計上、余裕を見て設定されてありますので、リセット後も問題なく使用されると伺っております。ただ、便器ごとにバイオの処理槽があり、5基のうち真ん中の便器の使用頻度が一番多い状況もあるので、なるべく均一に利用していただければと思っております。

バイオの処理に関してはほとんど問題はないのですが、システムを稼働するための発電機、モーター等の機械の故障、劣化への対応が課題となっております。夏山シーズン終了後、9月下旬から6月上旬までの間、未使用期間が長く、そのうち冬季間は雪に閉ざされ、融雪時期には機械室内部が浸水することや昼夜の気温差など機械にとっては悪条件が重なり、頻繁な修理、メンテナンスを要しているところであります。今シーズンは処理槽のモーターが相次いで故障し、夏山登山のピーク時に使用できない便器が複数出てしまい、登山者の皆さんには不便な思いをさせてしまいました。本当に大変申しわけなく思っております。今後はシーズン前にヘリで荷揚げを行う際、発電機の燃料などのほかにモーターなどの予備資材も山頂に置くなどして、故障の際はすぐに修理、交換に応じられるように備えていきたいと考えております。

次に、御浜のトイレであります。御浜の公衆トイレは旧式のくみ取りトイレでにおいやハエの発生がひどく、今年度改修工事を実施するため6月2日に入札会を行いました。落札者なしという結果になりました。入札不調の原因といたしましては、ヘリコプターによる空輸費の増大や山岳工事という特殊性や天候等のリスクもあり、環境省の自然公園等工事積算基準をもとにした設計価格と業者の積算価格に大きな隔たりがあったことが挙げられます。さきの9月補正、今回であります、昨日3,000万円の増額を計上していただきました。そして再度入札を実施し、業者を確定させ、翌年度繰り越し事業として平成29年度の完成を目指しております。新トイレはくみ取り式ではありませんが、ソーラー発電による換気システムを用

いた無臭便槽を採用し、より快適なトイレにする予定であります。

便槽の規格、容量については、平成25年の8月上旬の土日に現地調査を行い、年間の使用量を推計したものを参考に設計をしております。容量は余裕を見て設計しており、便槽は中で一緒になってたまるシステムになっておりますので、特定の便器の利用が多いとしても山頂トイレのように使えなくなることはありませんので、多分安心して使用していただけるものと考えております。今のところはそのような現状でございます。

それから、採石事業の環境の保全もという視点の質問をいただきました。臂曲地区の岩石採取事業につきましては、平成25年10月3日に県より当社に対して3年間の事業認可がされており、来る12月2日をもって認可期間が満了いたします。先ほども申し上げましたが、現場のほうではもうすぐ採取のための予定した掘削が完成し、本来であれば埋め戻しを行いながらのり面形成、そして緑化植栽を行った上で事業完了となります。ただ、積雪の多い山間部でありますから、秋に植栽しても苗木が根つかず、雪に倒されてしまうため、植栽については来春に行うことを認可権者である県も了承しているということであります。一方、昨年春、そしてことしの春に植栽した分についても定期的に確認しておりますが、やはりかなりの割合で枯れかかっている状況にあり、事業監理委員会において事業者からは来春の植栽のときにこれら枯れた箇所についても一緒に植え直す約束をいただいております。また、事業認可期間が満了したとしても、しっかりと苗木が根つくまで事業者が責任を持って緑化に取り組むこと、県が事業者を指導すること等を事業監理委員会において確認をしているところであります。

質問にありました水道、水利への影響については、現在のところはないという報告が監理委員会でなされていると伺っております。

さらに、森林法の一部改正が28年度にありました。平成29年4月1日でその森林法の一部改正が施行されますが、その改正の法律の概要によりますと、森林資源の再造成の確保を強化する内容が盛り込まれております。具体的に申し上げますと、森林所有者に対し伐採後の造林の状況報告を義務づける内容でありますので、今後岩石採取地について山林としての復旧、緑化をさらに強化してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) まずは山頂トイレでございます。確かに遊佐町の管轄のトイレは滝ノ小屋、それからこっちから登れば河原宿、そして山頂、御浜と、ほとんど山のトイレは遊佐町で担っているというふうに感じておまして、実際滝ノ小屋とか河原宿は水洗であつたり、すごくきれいだというふうな評判を受けております。ただ、残念ながら「山頂は順番待ちで大変でした」と、「御浜におりてきたら死にそうでした」と、「何で」と、「息とめてて息が吸えなかった、死にそうでした」というふうなことで、来年は何とかきれいになりますからというふうな話はしていたのですけれども。そういうことで、先ほどいろいろことしのいわゆるトラブルを踏まえてモーターを備えておるとかということですが、実際メンテナンスできる方は常駐できますか、どうですか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

まず、その前にことし町長答弁にもありましたとおり、夏の故障の原因といいますが、現状のほうを少し報告したいと思います。ことしの夏、まず8月3日にバイオトイレの1号基が動かなくなったということで、8月6日に調査をするという予定をしておりましたところ、8月4日に5号基が停止、それから5日に3号基、4号基というふうに立て続けに故障しまして、夏のピーク時に一時的にはありますけれども、2号基1基とあとはくみ取りトイレしか使えなくなったということで、登山客の皆様には大変ご迷惑をおかけしたということであります。こういった現状を踏まえまして、モーターを予備的に置くとかいろいろな対策を係では考えてはおりますけれども、現状としては業者をそこに常駐ということは基本的には無理なのではないかなというふうには考えております。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) それでもいわゆる山小屋に泊まっているいわゆる神社関係の方々、そして山小屋を管理しているの方々にはある程度の知識を持って、トイレのいわゆるメンテナンスができるというような考え方でよろしいですか。もしトラブルの場合はどのような手順をもって修理に当たるのか、その辺はいかがです。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

今回の事例を見ますと、故障になったということで初めて点検に行つて、それから機材を持ち込むという対応をとっていたようでございます。一部人力で運んだりもいたしましたけれども、基本はヘリコプターで運ぶということになっていまして、基本天候の関係でヘリコプターが飛ばなければ機材が届かないということで、実を言いますと、きのう鳥海山大物忌神社の山頂本殿の建てかえのために機材を運搬しましたけれども、そのときに最後の2基ほど運んで全体が使えるようになったという状況でございますので、来年度の対応につきましては一部予備的なものを常備して、今議員ご指摘のとおり、神社の方々でそういった対応ができるのであれば、そういったことも検討してみたいなというふうには考えております。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) ヘリが飛ばないと解決できない問題もやはり発生してくるというようなことですので、いわゆるくみ取り式のいわゆる仮設トイレ等々の準備も必要なのかなというような感じも今伺ったところです。その辺はまだ来年度に向けていろいろ対策も練られると思いますので、その辺はその辺で期待したいところですが。

御浜のトイレのいわゆる利用者数、25年度の数字からということでしたけれども、どのような数字で利用者数を把握しているのか、その辺はどうですか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

今回御浜トイレの設計に当たりまして調査をしておりまして、まず利用人数の算定につきましては、夏山期間を6月16日の山開きから9月の16日まで、延べ93日ということで想定をしておりまして、登山客の最盛期といいますが、その辺の調査、8月3日、4日の平均値を上限として算定をしているようであります。夏山期間の総利用者数、これを1日当たり390人という想定をしておりまして、これが34日ということで期間1万3,260人という想定をしております。

し尿量の計算でありますけれども、この1万3,260人を1人当たり200ccという計算をしておりまして、総量で2,652リットルという計算になります。今回設計させていただく無臭便槽の容量が1,800リッターを2基ということで3,600リッターほどの容量でございます。ですので、この計算からいけばシーズンで1,000リッターほど余裕があるという計算になってございます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 現在も恐らくシーズン途中で一度し尿の山からの荷下げをしていたのかと思うのですけれども、それでたしか4トンぐらいの、4,000リットルというか。そのぐらいの量だと思うのですけれども、その辺の状況とあわせて見て、今の想定で大丈夫なのですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 今計算上は大丈夫だという判断をしているところでございます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 1人200ccというのはちょっと無理があるかなというふうに思います。ただ、私も山に登るとスイッチが入って余りトイレを使わないので、よくどのぐらいの量出るのがわからないのですけれども、強制的な曝気を行う、最新式の無臭トイレということですので、メンテナンスがかからないようなシステムにさせていただきたいと思います。その辺はよろしく願って、できればシーズンに間に合っただけであればありがたいかなというふうに思います。トイレにつきましては、これで終わります。

採石の緑化につきまして、先ほどの答弁の中では既に3年目になるわけですから、1年目、2年目のいわゆる緑化がなされているような答弁というふうに感じましたけれども、その辺の緑化の内容をお願いできれば。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えいたします。

植栽のまず状況でございますけれども、平成25年の11月29日に県を立会人として締結されました岩石採取事業に関する協定書、この第3条に景観の保全と災害防止を図るため、採取の理念を形成しながら掘削して速やかに緑化を行うことと記載されております。事業計画においても緑化の対象というのはあくまでも最終のり面に対して行うことというふうになってございまして、平たん部分については資材置き場として会社側が利用する内容という計画になってございます。現在の緑化状況でございますけれども、会社側から全体の緑化計画面積のおよそ65%が完了しているという報告を受けております。町が行っております毎月の現地確認におきましても、大体そのぐらいかなというふうには見ております。これ残りについては一部は来年度に持ち越してやるというふうにお聞きして、これは町長答弁のとおりであります。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） それでいわゆるのり面復旧等々に使われるのは、先ほど4番、筒井議員が質問していた風化岩とかそういうものを使っているのだと思うのですけれども、この表の見方、もう少し素人でもわかるようお願いできればと思います。いわゆる岩石採取はこの数字ですと、いわゆる切り崩したのはこの数字ですよ、風化岩は差し引き幾らですよというような見方の、ちょっとリンクをお願いしたいと思います。風化岩を使つてのいわゆるのり面復旧、植栽ということですね。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

のり面形成につきましては埋め戻し、要するに風化岩を含めた形でやっているということで間違いはございませんけれども、表、要するに監理委員会に提出されている表につきましては、正直言って相当わかりづらい表になってございますので、先ほど筒井議員とのやりとりでもありましたけれども、そこは少し改善していただくように会社のほうに申し入れたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） わかりました。もう少しわかりやすいものにしないと、恐らく先ほどの筒井議員との議論もかみ合わなかった理由だと思っておりますので、よろしく申し上げます。後でそれではいただけるものと思っております。

いわゆる緑化に使われている苗木というのはどういう樹種を使っているのでしょうか。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） これは杉でございます。

議 長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） 杉がやっぱり一番根づきがよいのでしょうか。3年前にもこのような緑化について私もいろいろ提言させていただきましたけれども、いわゆる雑木と言われる広葉樹というのも鳥海山の緑化については有効な樹種だと思います。例えばブナであるとか、それからそれに付随するいろんなものがあると思います。ブナが育つまでにはほかの樹種もということもあるかと思っております。杉林よりも私はブナ林、広葉樹の林のほうが空気がすてきに、いいにおいがして好きなのですけれども、その辺の考え方について課長どうお考えでしょう。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

議員指摘のように、実は7月5日に行われました監理委員会の現地調査といいますが、現地の確認をしていただいたときにもある委員の中からそういうお話がございました。ただ、業者に言わせると、採取計画、作業の計画の中で杉という位置づけになっているということですので、会社としてはその計画に沿った植林をしているという回答のようでございます。

議 長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） 当初の計画に杉の植栽ということがうたわれておるので、杉苗を用意しているというような話でありました。春になると杉花粉で泣いている方もおります。それをわざわざ杉を植えるというのもいかなものかというふうに私も考えておりますので、その辺は臨機応変な対応をお願いしたいなというふうに思います。

先ほどの答弁の中でもいわゆる簡易水道なり横堰の水量と、それから水質に関しては特に問題はなかったということがありましたけれども、いわゆる周辺の湿地帯であるとか、個人所有の山林についての調査はなされていないような感じでしたけれども、その辺の状況と、それからきのうの補正予算の中でいわゆる水量の調査費の60万何がしの追加補正がございました。きのうは深くは聞きませんでしたけれども、その辺の内容についてもお知らせください。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

まず、周辺への自然環境への影響ということで、町長も先ほど答弁もいたしましたけれども、白井簡易水道への影響については今のところ何も報告はないと。また、横堰について申し上げますと、以前は豪雨の際に場内から濁水、濁り水が流出して下流部のほうで横堰に混入していたということで、農業用水への影響が懸念されておりましたけれども、現在は車両通路の勾配を改善したり、あとは専用の小さい池を3カ所ほど新設しまして、その流入量を最小限にとどめているという状況でございます。あと周辺への自然環境への影響という部分につきましては、特に際立った変化は見られているということはないようでございますけれども、あえていえば平地から見上げた際の景観上の問題がやはり一番話題になっているようでございます。当初は標高320メートル地点において地下水と思われる水が流出した際に、その水量等の調査を実施してから3年近く経過しておりますので、先般同じ調査を行ったということで、今回補正をさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 320メートル規定ということがございます。素人で考えると320メートルのままずっと平らで取っていくのかなというふうになれば、どこまでも320メートルより下には行っていないと、大きな穴ができていくのかなというふうに考えますけれども、岩石採取法の災害防止から考えればそういうことはないわけですけれども、320メートルを基礎として上流というか、いわゆる山の上に向かってというのはどのような規定がなされているのですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

ちょっと今の趣旨がよくわからなかったのですが、今現在計画されている採石の敷地内においては、要するに標高320メートルより下は掘らないという協定を結ばせていただいているということでございます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） ちょっとわかりにくかったかと思えますけれども、素人だと思ってお答えください。

今の計画は確かに前も図面をいただいて320メートルから上にすり鉢状にとっているわけですよ。でもそれは岩石採取法のいわゆるのり面の角度でとっているわけです。でも、それがとにかくどんどん奥地、奥地、山の傾斜の高いほうに向かっているわけですから、320メートルを基礎としても奥地に行けばまた水脈にぶつかるというようなことがあるかと思えます。その辺の規定についてどういうふうに規定されているのですかという意味です。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今採石法で許可を得ている部分、要するに採石採取量が決まっているわけでございますので、その採取量に対して岩石が3割、風化岩が7割と。要するにその風化岩については一定量のり面として形成して埋め戻すわけでございますので、最終的な形としては計画数量しか採石はできないという内容だと思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) それは何か理屈にしか聞こえないわけで、岩石として持ち出すにはそれだけ広くとらなければ岩石として持ち出せないというような数字になるわけです。30%しか岩石として持ち出せないのであれば。ということは、だんだん広くなるわけで、だんだん奥地に行くわけだ。その面積が何で320メートルで水脈にぶつからないというような規定がなされているのか、その辺はいかがですか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

質問の趣旨が極端な話を言いますと、320メートルよりも下を掘っても最終的に埋めてしまえばわからないというようなニュアンスなのか。そこは奥であっても計画でここまで掘れるということは決まっているわけですので、そこを超えて掘らないように、そこは県も1週間に1回とか定期検査を行って、そこは監視をしているというところがございます。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 今の面積は全部緑地化にして返還をするという形になります。平地の部分であっても岩石が搬出されればまた緑化されるというふうに考えてよろしいですか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

採石法に基づいて許可を得ているのり面構造、そういったところについては緑化をしていくと、最終的には計画どおりに緑化をされて、事業を完了するというところでございます。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) のり面は了解しました。今資材を野積みしている底面の部分もやっぱり緑化されるのですかという質問です。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

これは町長の答弁にもあったと思いますけれども、一部は会社の資材置き場で使用する部分もございしますので、そこについては緑化をしないと、これは当初の計画どおりでございます。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 計画が終わればその時点というのは、採取地からは外れるはずですので、復旧して緑化して鳥海山に返すというのが考え方ではないでしょうか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

この採石事業が全部終了したというニュアンス、今の件、私が先ほどお話ししたのは、計画の段階でということですので、採石が最終的に全て撤退といいますか、終了したときにはそういった形の緑化になるというふうに考えております。

議長(堀 満弥君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 終了して撤退。もしもの話をしてはちょっと先ほどみたいな前に進まない話になるわけですが、いわゆる私は採石事業というのをもう少し抑制できないかというのは、もう少し節度ある取り方をして山を荒らさないような形で緑化しながら事業を行えるのであればいいかなというふう

に思っておりましたので、こんな質問をしております。1つは、やっぱり一度計画で終わったところは緑化して、別の計画というようなことも、一つの抑止策になるのかなというふうに思って質問しております。今回そういうふうに歯切れの悪いということは、どこか1カ所はこれからもこっちは掘り進んでいくというような計画が見込まれると。もしもの話をしても悪いですけども、そんな答弁になるのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 想定した質問ですよ、今のも。先ほど齋藤議員にも申し上げました。町はルールをつくりました、条例として、法律を。これは議会の全員の一致を見て条例が成立したわけですから、それに基づいて町は行動していくということを申し上げております。想定のことまでこうではないかからこうではないかと聞かれても、今私は申請が出たらそれは審議会とかいろんな町民の皆さんにお伺いをしながら、意見を聞きながら、その中で条例に基づいて進めていくということ、まず議員の皆さんからも条例をしっかりと1条から最後まで読んでいただければありがたいと思います。そこには遊佐の町民の願い、そして議員の願い、町の願いが全てそこに具現されていますので、よくしっかりと条例を理解していただいて質問していただければありがたいと思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 町の条例はあくまでも水を守る条例が基本となっております。私は緑化復元という立場でこの採石の事業の抑制を狙って質問をしております。ある程度の型にはまった杉の植栽であるとかそういうことではなくて、自然を守ろうよという観点からの目が必要かというふうな思いで質問をしております。あの採石した穴が、いわゆるジオパークの認定の足かせにならないように願いながら、私の質問は終わりたいと思います。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 本当に昭和の時代から、庭石採取の時代からの遊佐町の長年の課題でありました。当時は2メートルしか掘って悪いという形の問題がいつの間にやら15メートルという形が、議会にもどんなこのような議論を一回も経ることなく、平成16年の認可にあったわけですから、私は来たらしつかりと皆さんに事前協議の内容等公開いたします、開示をいたしますと約束をしていますから、大いに全員協議会等の開催も予定していますので、ぜひ皆さんから意見賜ればありがたい。

以上であります。

議長（堀 満弥君） これにて7番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

9月12日午前10時まで散会いたします。

（午後3時49分）